

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成23年 6 月

群馬県立県民健康科学大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	4
基準2	教育研究組織（実施体制）	7
基準3	教員及び教育支援者	11
基準4	学生の受入	22
基準5	教育内容及び方法	30
基準6	教育の成果	51
基準7	学生支援等	59
基準8	施設・設備	66
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	73
基準10	財務	78
基準11	管理運営	83

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 群馬県立県民健康科学大学
- (2) 所在地 群馬県前橋市上沖町323-1
- (3) 学部等の構成
学部：看護学部、診療放射線学部
研究科：看護学研究科、診療放射線学研究科
- (4) 学生数及び教員数（平成23年5月1日現在）
学生数：学部479人、大学院26人
専任教員数：61人（休職者1名は除いてある）
助手数：8名

2 特徴

本学は、平成17年4月に4年制学士課程の看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科の2学部2学科を有する大学として設立された。

本学の特徴として以下の点があげられる。

（1）教育面の特徴

① 保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成

最新の専門的知識・技術とともに豊かな人間性と高い倫理観を持つ保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成し、提供する保健・医療・福祉サービスの質を向上させる。本学は群馬県立の大学であることから、より高い資質を持つ保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を県内に輩出することにより、県民への保健・医療・福祉サービスがより一層充実することに寄与することとなる。

② 大学院による高度保健医療専門職養成教育実現の基盤確保

本県の保健医療サービスの質的向上のためには、指導的役割を担う人材の育成が急務である。そのため、大学における4年間の基礎教育課程に加え、大学院による教育を通して、深い学識及び卓越した能力を培う必要がある。大学院の開設については、平成21年10月に文部科学省から設置認可され、県議会における条例改正手続きなどを経て、平成21年4月に看護学研究科看護学専攻及び診療放射線学研究科診療放射線学専攻の2研究科2専攻で開設されることとなった。両研究科においては、学部教育と連動可能な教育カリキュラムを基盤とすることとしている。

また、学生の高学歴志向への対応や、現役保健医療職者への継続教育の提供を組織的に実現し、真に県の保健・医療・福祉サービスの質向上に貢献する機関とするためには、大学院教員組織による教育・研究活動の充実が不可欠である。本学では、県立の高等教育機関として大学院教育を視野においた教員組織の形成、カリキュラム編成を行っている。

（2）研究面の特徴

教員の研究活動を活性化するため、受託研究取扱規程、共同研究取扱規程、奨学寄付金取扱規程、研究倫理審査規程、動物実験規程等の研究支援のため

の諸規程を整備している。さらに学内研究費の一部を公募による競争的配分とし、採択研究課題については研究終了後、審査委員会による評価を行っている。また大学運営組織としての学術・情報委員会の下に研究部会を置き、教員による研究の推進および外部研究資金導入のための支援体制をとっている。

（3）地域社会への貢献面の特徴

① 大学教員の特性を活かした公開講座を一般地域住民や医療従事者を対象に年5回程度開催している。公開講座終了後にアンケート調査を行い、受講者からの評価を受けると共に、その結果を次回以降の公開講座に活用している。

② 群馬県が運営している「出前なんでも講座」にほとんどの教員が登録し、県内諸団体からの要請を受けて講演等を行っている。

③ 教員による講演会、講習会、研修会等の地域貢献活動を大学が積極的に支援し、年度ごとに地域貢献活動報告書を作成し、公表している。

④ 現在就業している保健医療職者の継続教育への要望に応えることは、本学の大きな役割の一つである。臨床現場の保健医療職や短期大学、専修学校等の養成施設卒業者に最新の研究成果に基づいた専門性の高い知識技術に関する学習機会を提供している。さらに学士課程完成後、平成21年4月から大学院（修士課程）を開学したが、県内の需要動向を踏まえつつ博士課程の設置を目指し医療専門職者への卒後教育機関としての整備を進めていく考えである。

Ⅱ 目的

1 本学の理念・目的等について

(1) 教育理念

対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準のEBPの創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く。

(2) 教育目的

教育理念の実現を目指し、本学の所在する群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学ぶ。この過程を通して、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深める。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。

(3) 「次世代指向型カリキュラム」について

本学では、保健医療の対象となる「人間」を中心に、社会や文化、自然への理解を深めながら系統的・段階的に専門的な知識、技術が習得できるようカリキュラムが組まれている。カリキュラムの特徴は、①従来の疾患を中心とした医学モデルに基づいたカリキュラムではなく、「人間」を中心においていること、②カリキュラム編成の理論に基づいて普遍的な教育内容の要素を組み合わせで編成されているため、一貫性と系統性がある知的基盤を形成できること、③将来にわたり成長し、社会の変化に対応できる能力の育成を目指す「次世代指向型」である。

2 卒業生の特性

群馬県立県民健康科学大学は、卒業生に期待する特性として次の6項目を掲げ、4年間の基礎教育課程を提供し、その獲得を支援する。

- (1) わが国、特に群馬県における保健医療チームの一員として科学的根拠に基づく専門的知識・技術を駆使し、責務を全うするための基礎的能力を持つ。
- (2) 対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を実現するための基礎的能力を持つ。
- (3) 人間の生涯とその生活に対する普遍性と多様性に強い関心と深い理解を示す。
- (4) 群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に対する強い使命感を持つ。
- (5) 人種、民族、年齢、性別等の異なるあらゆる対象の福祉に貢献する専門職としての責務を自覚し、高い倫理性を備える。
- (6) 科学及び学術の価値を確信し、EBPに意義を見出す。

本学は卒業生にこれらの特性を最大限に発揮しながら、保健医療専門職として自律的に成長することを期待する。また、将来的には、EBPに採用可能な研究成果を産出し、保健・医療・福祉環境における技術革新を促進するとともに、群馬県のみならず国際的にも活用可能な新たなEBPの創造・開発・普及に貢献することを期待する。

3 研究

医療系の大学として、看護学、診療放射線学、基礎医学及び一般教育学等の研究を推進し、その成果を社会や教育に還元する。

本学が推進する研究は、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 地域の健康問題に寄与する内容であること。
- (2) 先駆的または独創的であり、医療の発展に寄与する内容であること。
- (3) 国際的な学術の発展に寄与する内容であること。
- (4) 本学の教育・研究の発展に寄与する内容であること。

4 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、公立大学である本学の最も重要な目標の一つである。大学運営組織としての企画運営委員会の中に地域連携推進部会を設け、大学主催の公開講座、学部主催の研修会等、さらに教職員個々が地域住民等の要請を受けて行う出張講座等の地域社会への貢献活動を推進する。

また、大学は前橋市の桂萱地区に所在し、地域にとって最も身近な行政機関のひとつでもある。桃木川左岸に隣接していることもあり、河川堤防の美化促進や地域の一員としての各種行事にも積極的に参加し、学生達のサークル活動参加等も含め学内全体で、当地域の美化運動等に積極的に協力している。

なお、平成21年4月に土井邦雄学長が就任したことに伴い、教育・研究・地域貢献の三本柱の元に、当面の本学の行動プランを「土井プラン2010」として掲げ、学内はもとより大学設置者、県議会や地域の方々に向けても発信している。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の教育研究上の目的は、教育理念（資料 1-1-①-1）に基づき「群馬県立県民健康科学大学学則（平成 16 年群馬県規則第 74 号）」（以下、「学則」という。）において定められている。

また、本学の教育目的は、学校教育法第 83 条に掲げられた大学の目的および上記の教育研究上の目的に基づき、学部ごとに具体的に定めている。（資料 1-1-①-2）

資料 1-1-①-1 教育理念

対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準の EBP の創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く。

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy>

資料 1-1-①-2 大学及び学部の目的（「学則」より抜粋）

（目的）

第 1 条 群馬県立県民健康科学大学（以下、本学という。）は保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

（学部及び学科等）

第 4 条 本学に看護学部及び診療放射線学部を置く。

2 学部の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

（1）看護学部 群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通して、人間と環境への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探究できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする。

（2）診療放射線学部 対象が人間であるという観点から人間中心の新たな診療放射線学の学術的体系化と教育課程を再構築し展開することにより、従来の理工学と医学の融合からなる診療放射線学に加え、人間の尊厳や生命・医療・技術の倫理、チーム医療の機能と役割を学ぶものとし、多様な実務の遂行を可能にし、科学的根拠に裏付けられた論理的な思考及び柔軟な発想によって自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力をもって、国際社会及び地域社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/mokuteki>

【出典 規程集（別添資料 A）P. 4～5】

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は大学一般に求められる目的から外れるものでなく、かつ、本学の基本理念を実現するものとなっている。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の教育研究上の目的は、「群馬県立県民健康科学大学大学院学則(平成 21 年群馬県規則第 39 号)」(以下、「大学院学則」という。)において「資料 1-1-②-1」のとおり定められており、研究科ごとの教育目的も同大学院学則において明確に定められている。

資料 1-1-②-1 大学院の目的（「大学院学則」より抜粋）

（大学院設置の目的）

第 1 条 群馬県立県民健康科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、看護学・診療放射線学の理論及び応用の教授・研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学・診療放射線学の発展に寄与することを目的とする。

（研究科の設置等）

第 4 条 本学大学院に看護学研究科及び診療放射線学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

（1）看護学研究科 様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持及び向上への貢献に向けた科学的根拠に基づく看護の実践を究極の目的とし、革新され続ける看護学及び看護教育学の充実、発展及び次の革新に向けた研究を推進するとともに、これらの研究の成果を基にスタッフ・ディベロップメント（質の高い教育を展開できる看護職者の育成をいう。）及びファカルティ・ディベロップメント（質の高い教育研究を展開できる看護教員の育成をいう。）に向け継続的かつ自律的な学習を支援できる人材を育成する。

（2）診療放射線学研究科 地域保健医療において診療放射線学に関する指導的立場に立ち、多様な実務の遂行を可能にする能力、実践的な研究を行う能力及び問題解決能力を有する高度医療専門職者、診療放射線学の学問的体系化と放射線画像検査学及び放射線治療検査学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材並びに医療専門職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材を養成する。

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/mokuteki>

【出典 規程集（別添資料A）大学院編 P. 1～2】

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院一般にもとめられる目的から外れるものでなく、かつ、本学大学院の基本理念を実現するものとなっている。

観点 1－2－①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、教職員及び学生に対しては、学則及び学生便覧、さらに大学案内や大学ホームページ (<http://www.gchs.ac.jp/mokuteki>) への掲載で周知を図っている。

社会一般に対しては、自己点検・評価報告書、大学案内、大学ホームページ等により公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、大学構成員に周知されている。また、社会にも広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学部及び大学院いずれにおいても、学士課程、修士課程それぞれの水準に応じて明確に定められている。
- ・目的の内容は、本学基本理念に基づいて医療従事者養成を実現するために必要かつ十分なものである。
- ・目的は適切な方法で大学構成員に周知され、社会に広く公表されている。

【改善を要する点】

- ・本学は設置から 6 年が経過したところであり、県民からの知名度が高いとは言えない。今後さらに地域貢献活動を推進するとともに、大学情報を地域に発信し、結果として認知される必要がある。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

学部及び大学院の目的は、学校教育法の規定に基づき明確に定められており、趣旨は本学の基本理念とも整合性が認められるものである。その内容は学則、学生便覧、大学案内、大学ホームページ等への掲載により、大学構成員への周知が図られるとともに、社会に広く公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

群馬県は昭和27年に群馬県立看護学院、昭和33年に群馬県立診療エックス線技師養成所を設立した。以降、これらが改組されて群馬県立福祉大学校、群馬県立医療短期大学となり、看護師、保健師、診療放射線技師を養成する学科が設置されてきた。そして、この群馬県立医療短期大学を改組する形で本学が設立された。

両学部とも「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号）」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年十二月十一日文部省・厚生省令第四号）」（以下、「各指定規則」という。）の基準に基づく教育組織を有し、これに適合するカリキュラムを編成して専門教育を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の学部学科構成は、本学の目的に則した適切なものである。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教養教育科目の卒業要件は看護学部22単位以上、診療放射線学部18単位以上であるが、授業科目の提供は32科目61単位であり、学生の興味・関心に応じて選択履修できるよう配置されている。非常勤講師担当による科目については、専任教員による支援体制がとられ、教育の円滑化が図られている。（資料2-1-②-1）

資料2-1-②-1 非常勤講師担当科目に対する支援体制（「教養教育科目・専門基礎科目支援体制について」より抜粋）

2 当該科目の支援を担当する専任教員

専任教員以外の教員が主として担当する教養教育科目・専門基礎科目は、1科目につき、講師以上の専任教員2名が担当する（以下、支援担当教員とする。）。なお、英語に関しては、英語の専任教員が担当する。

実験補助を必要とする専門基礎科目に関しては、別に定める。

3 支援担当教員の業務

支援担当教員は、主として次の業務を行う。

- （1）カリキュラムの趣旨、教養教育科目の基本方針、当該科目における科目概要の説明
- （2）当該科目に関する試験日程等の調整及び試験監督
- （3）当該科目に関する学生による授業評価に関する趣旨説明
- （4）当該科目の授業内容の把握
- （5）担当教員交代時の教員候補者の推薦
- （6）その他、当該科目の教育内容に関わる事項

【出典 規程集（別添資料A）P.171】

【分析結果とその根拠理由】

本学における教養教育の体制は、適切に整備されている。専任教員以外が担当する科目について、専任教員による支援体制が確立され、有効に機能している。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

看護学研究科には実践看護学領域と看護教育学領域の 2 領域が置かれ、実践看護学領域は看護実践に資する研究能力を備えた研究者の育成を、看護教育学領域は基礎教育学、卒後教育・継続教育を展開するための教育能力を備えた看護学教員の育成を目指している。

診療放射線学研究科は放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の 2 分野で構成される。これら分野の課程修了により高度医療専門職者としての知識基盤を身につけた指導者として、医療現場における高い専門性の維持と展開が期待できる。（資料 2-1-③-1）

資料 2-1-③-1 大学院の設置趣旨

○看護学研究科

看護学士課程においては、群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の生涯に渡る健康水準の維持・向上を目標として、生涯発達看護学・地域健康看護学・看護技術学・機能看護学という 4 専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。従来の看護学教育は、小児・成人・母性・老人といった発達モデルを主軸に据え構築されており、昭和 43 年我が国に導入された。その後、約 40 年が経過し、医療の現状は、医療の高度化・入院期間の短縮化・在宅医療の推進等、大きな変化をきたしている。看護は、社会の変化と密接に関係する。この変化に対応するためには、特定の時期、特定状況下焦点化された従来の発達モデルによる看護学教育から人間の生涯を視野に入れ、あらゆる生活の場の特徴を反映したモデルによる看護学教育への移行が必要である。また、ここに看護への政策・管理・教育の視点を反映することを通して社会の変化に対応できる教育を実現できる教育を実現できる。本学は、このような必要性に応じて 4 専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。平成 20 年 4 月現在、我が国の看護系大学は 168 校にまで増加し、各大学は本学と同様に各々の立場から社会の変化に対応できる多様な看護学教育モデルを構築し、教育を開始した。

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（以下、「本研究科」という。）は、本学及び我が国の看護系大学におけるこのような看護学教育モデルが、十全にその機能を発揮し、地域への研究成果の還元を通し、今後、生じるであろう社会の更なる変化に対応していくことのできる研究者あるいは教育者の育成を目指す。

○診療放射線学研究科

診療放射線学は、理学・工学的知識基盤を医学における放射線画像検査学並びに放射線治療学の進歩のために高度に応用することにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とした総合的かつ学際的な科学である。本診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）の理念は、放射線画像検査学、放射線治療学等の臨床に即した学術研究を積極的に遂行することにより、個人及び集団の健康支援、疾病の予防、治療効果の向上への寄与を目指すと同時に、学際的学問領域である診療放射線学のさらなる発展に貢献することである。かかる理念に沿って、本研究科は独自の手法と創造性をもって、健康支援に結びつく診療放射線学の体系化及びこれと密接に関係する物理現象並びに生命現象の探求を行う。

群馬県立県民健康科学大学では、群馬県並びに我が国における診療放射線学の教育研究拠点として機能すべく、平成 17 年 4 月に設置された診療放射線学部を基盤とし、博士課程を視野にいたした診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）を設置する。

【出典 大学院設置認可申請書】

【分析結果とその根拠理由】

本研究科及び専攻の構成は、保健医療における高度専門職及び教育者の育成の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点 2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

該当なし。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では学内における最高議決機関として学部研究科合同会議を置き、全学的で各学部・各研究科に共通する教育活動に係る重要事項について審議している。

学部の教育課程や試験、単位認定等の重要事項は学部ごとに設置されている教授会にて審議している。教授会構成員は学校教育法第 93 条第 2 項の規定に基づき、教授、准教授、専任講師及び助教である。大学院研究科は、大学院を担当する教授によって構成される研究科委員会であり、教育課程や修士論文審査、試験、単位認定等の重要事項を審議している。

学部研究科合同会議、教授会、研究科委員会は原則毎月 1 回開催されている他、必要に応じて臨時に開催されている。（組織の状況については、「基準 11 管理運営について」において詳述する）

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項を審議するために、全学組織としての学部研究科合同会議、学部ごとの教授会及び研究科ごとの研究科委員会が設置され機能していることから、必要な活動を行っている判断する。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

大学全体として教育課程や教育方法を検討する組織として合同教務委員会が設置され、学部や研究科における教育課程や教育方法の充実・改善を図ることを目的に、各学部及び各研究科に教務委員会が置かれており、教育課程編成や授業計画等教育内容の実質的な企画・点検を行っている。合同教務委員会の組織構成は、両学部長含む各分野領域からの代表となっているため、実質的な検討に適切な構成となっている。また、各学部、研究科の教務委員会も各分野領域からの代表で構成され適切に検討が行える体制になっている。各委員会の組織構成や検討事項は、各々の委員会規程（規程集（別添資料A）P.25～）により定められており、月1度の定例委員会の他、必要に応じて臨時に開催している。

【分析結果とその根拠理由】

いずれの委員会も審議事項や構成員が適切に定められ、必要な回数の会議を開催しており、各学部及び各研究科の教育課程や教育方法についての実質的な検討が行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学及び大学院の目的と学部及び研究科の構成とは整合性があり、教育研究のための実施体制が適切に機能している。
- ・学部研究科合同会議は両学部及び両研究科をまとめる学内の最高意思決定機関として機能し、その下で両学部及び両研究科が各々独自性をもって、教育研究を実施する体制になっている。
- ・合同教務委員会や各学部及び各研究科教務委員会は、教育課程や教育方法等を検討する組織として適切に機能している。

【改善を要する点】

- ・教育活動に係る重要事項は教務委員会にてあらかじめ審議され、教授会において審議されるが、ほとんどの場合そのまま承認されている。すべての専任教員が構成員である教授会で実質的な審議は困難であるが、教員からの意見が出やすい教授会運営が求められる。

（3）基準2の自己評価の概要

本学は医療専門職者養成という目的達成のために看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科を設置し、保健医療に関する包括的な研究・教育体制を整えている。

教養教育の体制は、学生の興味・関心に応じて履修できるように整備されており、非常勤講師の担当する科目は専任教員による支援体制が確立されている。

意志決定機関として学部研究科合同会議や教授会、研究科委員会が開催されている。特に教授会は、教授以下専任教員全員が構成員であるため、実質的活動が十分に行われている。

教育課程や教育方法の検討については、合同教務委員会及び各教務委員会も審議事項や構成員が適切に定められ、必要な回数の会議を開催しており、審議機関としての機能を十分果たしている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学学部においては、豊かな人間性と科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術を身につけ、実践を提供・開発できる人材の育成を目指している。そのために実践経験豊富な専門職者を配置した学科目制に準じた教員組織の編成となっている。

「教養教育」及び「専門基礎教育」を担当する教員は両学部に分かれて所属し、学部長の責任体制下にある。

看護学部における「専門教育」は専任教員が担当し、4つの分野「看護技術学」「生涯発達看護学」「地域健康看護学」及び「機能看護学」に区分されて配置されている。分野毎の階層順配置は、1名の教授、1から2名の准教授、1から3名の講師、1から3名の助教・助手である。

診療放射線学部における「専門教育」は「放射線画像学」及び「放射線治療学」に大別され、放射線画像学は「診療放射線技術学」、「診療画像技術学」、「医療画像情報学」及び「核医学検査技術学」の4領域に、「放射線治療学」は「放射線治療技術学」及び「放射線管理計測学」の2領域に区分される。各領域に教授、准教授、講師（助教）が配置され、組織的な連携関係を確保している。

本学において、教授は専門分野の責任者であり、専門分野の教育研究の遂行の責任を負い統括するとともに大学の組織運営において委員会運営の責任をもつ。准教授は、教授とともに専門分野の教育研究の円滑な遂行を担う。講師及び助教は、主として専門分野の実習や演習、講義を担当し教育活動を担う。助手は、専門分野および他分野の教育活動の補助業務を中心に担う。教育研究に係わる責任体制は教授が一義的な責任者となって原則として各専門領域ごとに負い、学部全体では学部長が担う責任体制となっている。

教員間の連携体制は、主に分野毎の連携と学部・分野を横断した連携がある。分野毎の連携会議は、責任者である教授により定期的に開催され、教授、准教授、講師、助教及び助手の役割分担を決定し、情報共有している。横断的連携は、学部や分野を超えて複数教員が担当するオムニバス授業について科目責任者の主催による、授業前打ち合わせ、評価会議などが行われている。さらに、学部の実習に関する教育研究については、教務委員会の下部組織である実習部会が、年8回計画的に開催され、各学年の実習計画と達成度、課題が全教員に共有されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は適切な教員組織を編成している。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

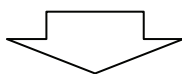
【観点到係る状況】

学士課程を担当する専任教員数および大学設置基準第13条に基づく必要な専任教員数は「資料3-1-②-1」のとおりである。教養教育科目のうち、「倫理と道徳」、「英語」、「情報科学」、「生物学」、「環境科学」、「スポーツ理論」については専任の教授または准教授を配置している。専門基礎科目については一部の授業科目（「代謝と栄養」、「薬理作用」、「社会制度と福祉」）を除いて、両学部とも全て専任の教授または准教授を配置している。看護学部の専門科目においては、全ての授業科目で教授または准教授を科目責任者として配置し、専任講師は主に実習を担当している。オムニバス形式の授業科目については一部を専任講師も担当している。診療放射線学部の専門科目においては、一部の授業科目は専任講師が科目責任者となっているが、主要な授業科目は専任の教授または准教授を配置し、オムニバス形式の授業科目については一部を専任講師が担当している。

資料3-1-②-1：専任教員の数

(平成23年5月1日現在)

学部・学科	収容 定員	専任教員数（現員）					
		教授	准教授	講師	助教	計	（助手）
看護学部 看護学科	320	11	10	20	1	42	6
診療放射線学部 診療放射線学科	140	9	5	5	1	20	2



学部・学科	要求される 専任教員数	専任教員の 基準充足率	うち要求される 教授数	教授 基準充足率
看護学部 看護学科	12	350.0%	6	183.3%
診療放射線学部 診療放射線学科	14	142.9%	7	128.6%

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を遂行するために充実した教員数が確保されている。また、両学部とも教育上主要と認められる授業科目については専任の教授及び准教授を配置している。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程の教員は、全て学士課程との兼務であり、大学院専任の教員は在籍していない。研究科の研

研究指導教員及び研究指導補助教員については、「資料3-1-③-1」のとおりである。なお、研究指導教員は資料中においてM〇と記載してある。

大学院設置基準及びそれを受けた文部省告示第百七十五号では、保健衛生関係である本研究科においては専攻ごとに6名の研究指導教員を配置することが要求されているが、いずれも満たしている。

資料3-1-③-1 研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員

平成23年5月1日現在（単位：人）						
看護学研究科	教授		准教授		講師	
		うちM〇		うちM〇		うちM〇
	17	9	9	1	2	0
診療放射線学研究科	教授		准教授		講師	
		うちM〇		うちM〇		うちM〇
	13	7	6	5	5	4

※資料中のM〇は研究指導教員を意味する

※両研究科とも、看護学研究科の授業も担当する診療放射線学研究科教員、診療放射線学研究科の授業を担当する看護学研究科の教員も計上してある。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、充実した大学院教育を行いうるだけの研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし。

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織活性化の一環として、教員採用を原則として公募によるものとし、任用形態として任期制を採用している（資料3-1-⑤-1）。再任を希望する教員は任期満了の日の1年前までに、再任審査委員会に業績評価のための資料を提出して再任審査を受けることになっている。なお、教員は再任審査に該当しない年度にあっても、毎年度業績評価のための資料をとりまとめ、自己の活動を評価し資質向上に努めるものとする定められている。再任審査申請者は審査結果に対して不服を申し立て、再審査を受けることが可能な制度となっており、審査の透明性を図っている。

審査は提出された申請書にしたがって計算式により点数化を行い、点数化できない項目では自由記述で業績を

記載する。

資料3-1-⑤-1 任期制及び再任審査のシステム（学内諸規程よりの抜粋）

○教員選考細則（抜粋）

（募集等の実施）

第5条 採用選考（助手の採用を除く。）は、公募によることとし、選考規程第10条に基づき設置された教員選考委員会（以下「委員会」という。）が、前条において決定された選考条件に基づき、実施するものとする。

2 昇任選考は、推薦によるものとし、学部長が、委員会にたいし、昇任選考の対象となる教員（以下「被推薦者」という。）を指名することとする。

【出典 規程集（別添資料A）P.90】

○教員の任期に関する規程（抜粋）

（任期を定める職等）

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員の職

項目	内容
（1）任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
（2）任期	教授 10年、准教授 7年、講師 5年 助教 4年、助手 4年
（3）再任に関する事項	再任可

【出典 規程集（別添資料A）P.96～97】

○教員の再任用に関する規程（抜粋）

（再任審査委員会の設置）

第2条 任期中の業績を評価し再任の可否を審査するため、群馬県立県民健康科学大学再任審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（再任審査の基準等）

第3条 再任審査は、群馬県立県民健康科学大学教員の任期に関する規程第4条第2項に掲げる「教育活動」、「研究活動」、「大学運営への貢献」及び「社会への貢献」の4項目について、その活動状況を評価して行う。

2 再任審査の基準及び評価方法等は、委員会が別に定める。

（再任審査申請書の提出）

第4条 任期付教員は、任期満了の日の1年前までに、別紙様式による再任審査申請書を学長に提出しなければならない。

2 再任審査申請書には、業績評価のための資料を添付しなければならない。資料は、任期初日から任期満了1年前までの間のものとし、できるだけ客観的な評価が可能になるよう工夫するものとする。なお、資料は、再任審査申請書提出前であっても、任期初日から1年間経過する毎に当該年度分を事前に提出することができるものとする。

3 学長は、再任審査申請書を受理したときは、速やかに委員会に審査を依頼するものとする。

(教授会の審議)

第8条 委員会において再任を妨げないとされた任期付教員の採用については、教授会の議を経るものとする。

(審査結果の活用)

第10条 学長は、審査結果を総合的に分析・検討し、本学の理念の実現、教育・研究活動等の活性化に活用するものとする。

2 学長は、再任用を決定した任期付教員で、業績評価が十分でないと評価されたものに対し、教育・研究活動等の改善について助言・指導を行うものとする。

3 学長は、審査結果について、適当な方法で公表するものとする。

但し、個人の評価については、個人情報として取扱い、公表しないものとする。

4 任期付教員は、再任審査に該当しない年度にあっても、毎年度業績評価のための資料を取りまとめ、自己の活動を評価し資質向上に努めるものとする。

【出典 規程集（別添資料A）P.98～99】

○再任審査の基準等に関する内規（抜粋）

第2 運用

本学は、教員組織の活性化及び資質の向上を図るため全教員に対して任期制を採用したことを踏まえ、再任用規程第10条に審査結果を活用することを定めた。このことを念頭において、再任審査における教員の評価を行うものとする。

第3 評価項目

評価は、「教育活動」、「研究活動」、「大学運営への貢献」、「社会への貢献」に関する活動状況について行う。評価項目の主なものは次のとおりである。

1 教育活動

- (1) 授業の状況
- (2) 授業評価の状況
- (3) 卒業研究指導の状況
- (4) 授業改善、作成した教材・資料等の状況
- (5) その他教育活動に関する事項

2 研究活動

- (1) 研究論文・著書等の公表の状況
- (2) 学会等での発表の状況
- (3) 外部資金の獲得に関する状況
- (4) その他研究活動に関する事項

3 大学運営への貢献

- (1) 役職・委員会活動等の状況
- (2) 大学行事従事・広報活動等の状況
- (3) 学生の生活指導、就職指導等の状況
- (4) その他大学運営への貢献に関する事項

4 社会への貢献

- (1) 学会活動の状況
- (2) 学術雑誌の編集員・審査員活動の状況

(3) 他の教育機関での講義、審議会委員等の状況

(4) 県民・専門職者の学習への寄与等の状況

(5) その他社会への貢献に関する事項

第6 評価

- 1 委員会は、審査資料を総合的に検討し、審査を行い次表の区分により評価を行うものとする。
- 2 Fの評価を受けた者は再任不可とする。
- 3 委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。なお、委員会は審査の結果に意見を付することができる。

評価	評価基準
A	活動レベルが極めて高い
B	活動レベルが高い
C	活動レベルが標準的
D	活動レベルが低い
F	活動レベルが極めて低く容認できない

第7 その他

任期付教員は、再任審査に該当しない年度であっても、委員会に対し評価資料の提出を行い、評価を求めることができる。

【出典 規程集（別添資料A）P.100～101】

【分析結果とその根拠理由】

教員採用の公募制、任用形態の任期制および教員評価制度の導入等により教員組織の活動をより活性化するための適切な措置を講じられている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用及び昇任は、前述の「資料3-1-⑤-1」にあるとおり、学内規程において明確に定められている。そのうち昇任は、定員は満たしているが当該職位に空きが生じた場合、及び設置者である群馬県人事課が特別に認めた場合について人事案件となり、この場合も教員選考規程に準じて選考される。

教員選考委員会は、当該学部の教授3名及びその他の教員2名から構成されるが、他学部の授業科目も担当する教員を選考する場合は当該学部の選考委員を加え、設置される。委員会は規程に定められた基準で、教育経歴、研究業績、人物評価等について書類及び必要に応じて面接により選考を行い、採用候補者を決定する。候補者の決定は教授会構成員による選挙または信任投票により行う。

学士課程では平成20年度が学部の完成年度であったため、多数の教員が他大学への転出等で退職した。教員補充の際には教員選考委員会が組織され、公募要領を作成して教授会の承認を得て候補者を公募し、前出の教員選考規程の基準にしたがって応募者の本学教員の候補者として適格か否かの審査を厳正に行っている。大学院課程が完成年度を迎えた平成23年度以降は、大学院課程の教育・研究上の指導能力もあわせて審査している。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程及び大学院課程教育を行うための適切な人材が確保できる体制が整備されている。

観点 3－2－②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学教員の教育活動に関する定期的な評価を行う組織として、再任審査委員会と合同 FD 委員会がある。再任審査委員会では毎年度の活動状況を取りまとめた評価資料に基づき、再任用時に任期中の教育活動を評価している。合同 FD 委員会では学生の授業に対するアンケート調査を行い、調査結果を踏まえた改善点を授業評価報告書として各年度 2 回とりまとめている。

なお、平成 22 年度より教務委員会と FD 委員会による専任教員を対象とした「教育活動実態調査」を年度末に実施して、教育活動の実態を把握する試みをしている。全学的には、合同 FD 委員会が、前期・後期各セメスター終了時に学生の授業評価を実施して、非常勤講師も含めた全科目の授業評価をデータ化している。評価結果は、合同 FD 委員会が把握し、全体の傾向を分析し、課題を教授会で報告している。合同 FD 委員会は、各科目担当者に学生評価結果をグラフ化して送付し、結果に基づく教員の自己評価報告書の提出を求め、学生と教員の双方向性の評価システムをとっている。また、教員側が課題への対応策を適切に講じているかチェックし、問題がある場合は継続的に学生評価のモニタリングを実施している。平成 22 年度前期評価に基づき、教員研修会を開催し高い評価を得た教員による授業方法の工夫を提言してもらい、評価結果を学内教員に還元した（観点 9－2－①参照のこと）。学生による評価結果は、学内ウェブで閲覧できるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

教員は毎年度の活動状況を自己評価し、とりまとめて再任時の積算の根拠とし、再任時としての定期的な評価を受けている。

また、学生による授業評価と教員の自己評価報告書による双方向的な授業評価システムとなっており、評価結果は教員研修会等により教員の実践に還元する試みがされており、適切な取組がなされている。

観点 3－3－①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

本学のカリキュラムは、教育目的を達成するために構成されており、各々の教員は、自身の研究内容と連動した授業科目を担当している。その概要は「資料 3－3－①－1」のとおりである。

資料3-3-①-1 教員の専門科目と担当科目の関連について（例示）

○看護学部		
教員名	研究課題、研究活動	担当科目
森川 功	ヒト多能性幹細胞研究の倫理的是非、SOL（生命の神聖さ）とQOL（生の質）との概念的対立	生命倫理学、倫理と道徳、生活と科学Ⅰ（人文・社会科学：哲学）
小林 万里子	回復を促す看護ケアに関する研究、慢性疾患を持ちながら生活する対象への教育支援に関する研究	生涯発達看護学各論Ⅳ（成人期）—呼吸機能障害のある対象への看護—
○診療放射線学部		
教員名	研究課題、研究活動	担当科目
渡邊 直行	分子標的がん診断・治療研究、 α 線を用いたがんの最小侵襲治療法のあり方について	画像解剖学、放射線機器工学実験Ⅱb（MRI）、画像診断撮像技術学Ⅱ（MRI）
大野 由美子	粒子線治療の高精度化に関わる研究開発、QA・QCのための線量の実測と線量推計計算方法の検討	放射線科学現象学各論Ⅰ（放射線物理）、自然現象と科学（自然現象の基礎：物理学）
※以上はあくまで例示であり、その他の教員についてはシラバスと教員紹介を参照のこと。		
○看護学部		
シラバス： http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/curriculum-nur		
教員紹介： http://www.gchs.ac.jp/staff/?cat=4		
○診療放射線学部		
シラバス： http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/curriculum-rad		
教員紹介： http://www.gchs.ac.jp/staff/?cat=6		

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われている。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

教育課程を展開するための事務は主に事務局教務係が担っており、その体制は「資料3-4-①-1」のとおりである。また嘱託の教務補助（1名）が教育支援を行っている。なお、臨床実習等での学外教育支援者として、診療放射線学部において臨床教授及び臨床実習指導者を配置している（制度の概要は資料3-4-①-2のとおり）。

一方、研究科開設と同時にティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度も運用しており、平成23年度は看護学研究科1名、診療放射線学研究科2名の大学院学生をTAとして採用し、学部学生に対しての教育補助として配置している（制度の概要、実績は資料3-4-①-3のとおり）。

資料3-4-①-1 教育課程展開のための事務局職員の体制

(平成23年5月1日現在)					
	専任職員				非常勤職員
職位	補佐 (教務係長)	主幹 副主幹	主任	主事	嘱託職員 臨時職員
人数	1	2	2	0	1

以上、専任職員5名、非常勤職員嘱託職員1名を教務係として配置している。

資料3-4-①-2 臨床教授及び臨床実習指導員

○臨床教授の制度概要（「診療放射線学部臨床教授の称号付与に関する規程」より抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）診療放射線学部における臨床教育に協力する医療機関等の優れた指導者に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実に資することを目的とする。

（称号）

第2条 称号は、臨床教授とする。

（称号付与の対象者）

第3条 称号は、臨床実習施設及び研究協力施設の指導、研究に協力する医療機関等（以下「協力医療機関等」という。）に所属し、臨床実習指導等に携わる者に付与する。

（選考手続き）

第4条 臨床教授の選考は診療放射線学部教授会の議を経て学長が行う。

（選考基準等）

第5条 臨床教授に選考できる者は、医療機関等の臨床現場における豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学会等が認定した専門技師の資格を有する者
- (2) 本学における教員選考規程の教授の基準に準ずる者

（職務）

第6条 臨床教授は、所属する協力医療機関等において、学生に対する臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習指導等は、本学と協力医療機関等との間で協議の上、作成された学生の臨床教育カリキュラムに従い行うものとする。

【出典 規程集（別添資料A）P. 130】

○臨床実習指導員の制度概要（「臨床実習指導員設置要綱」より抜粋）

（臨床実習指導員の設置）

第2条 学生の病院等における臨床実習の指導等に関する業務を処理するため、本学に臨床実習指導員を置く。

（職務内容）

第3条 臨床実習指導員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 学生の臨床実習及び学内実習の実習指導に関すること。
- (2) その他学科の補助事務に関すること。

（身分等）

第4条 本学の臨床実習指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規程する非常勤嘱託員とする。

2 臨床実習指導員は、保健師、看護師又は診療放射線技師の資格を有する者であって、その業務遂行の適格を有する者について知事が任命する。

3 臨床実習指導員の任用期間は1年度以内とし、業務の必要に応じ更新することができる。

【出典 規程集（別添資料A）P. 396】

資料3-4-①-3 TA制度

○TA制度の目的

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という）大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、本学大学院学生の処遇の改善に資するとともに、本学大学院学生に、将来教員・研究者となるためのトレーニングの機会を提供し、併せて、本学学部教育におけるきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

【出典 ティーチング・アシスト要綱】

○TAの採用実績

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
看護学研究科	1	2	1
診療放射線学研究科	2	2	1

※任期は採用の時（例年5月）から当該年度の3月31日まで

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に則した教育課程を展開するに十分な事務職員を配置できている。

臨床実習等での学外教育支援者やTAの配置も適切である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・教員間の役割分担や連携が適切に行われ、少人数教育の徹底のために、大学設置基準を大幅に上回る教員を採用している。
- ・教員選考のシステムが適切に機能し、教育課程展開する有能で必要な人員を確保できている。

【改善を要する点】

- ・教員の教育活動に関する定期的な評価については、教員による自己評価にまかされており、実質的に第三者からの評価は再任審査時のみである。したがって、年度ごとの第三者評価導入の検討が必要である。（現在、学部研究科合同会議において各学部で教員評価のシステム構築のためのワーキング・グループを設置し、議論して

いくことが決定されたところである。)

(3) 基準3の自己評価の概要

本学学士課程は保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成、修士課程では高度保健医療専門職養成教育実現の基盤確保を目指している。これらの教育目的に適った基本方針のもとで、学部長、研究科長の責任体制下で必要な教員を確保し、組織的連携を図り、教育研究活動の活性化に取り組んでいる。教員数は設置基準で求められる人数以上で、主要科目は専任教員の教授または准教授が担当し、専任講師は主に実習を担当する配置になっている。また教員の研究活動は教育内容に直結するものである。教員の教育研究活動を活発化すべく任期制を導入するとともに定期的な評価も行われている。また、採用に関しては明確な規定を運用しての公募制を導入している。教育課程を展開するための事務組織（教務係）に関しては必要な人員が確保され、さらに臨床教授及び臨床実習指導者を学外教育支援者として配置している。またTA制度も活用している。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学は、「本学が存在する群馬県の県民の生活と文化を通して、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学ぶ。この過程から、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深める。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い論理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。」を教育目的とし、これに基づいて大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

また、学部、大学院の教育目的に応じて、各々入学者受入方針を策定している。大学院修士課程においても、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。なお、入学者受入方針は、受験希望者にわかりやすいように、「～ができる人、～をもつ人、～いること」と表現している。（学部：資料 4-1-①-1、研究科：資料 4-1-①-2）

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、学部、大学院修士課程ともに学生募集要項、大学案内パンフレット及び大学公式ホームページに記載し、広く社会に公表している。学部については、県内及び近県の高等学校の教員を対象とした入試説明会や高校生などを対象としたオープンキャンパス、さらに学園祭における入試説明コーナーにて受験希望者及び保護者への周知を図っている。また、高等学校への模擬授業、進路ガイダンス、進路相談会に積極的に参加し、本学の入学者受入方針並びに教育活動の実態をより深く理解してもらえるよう活動している。大学院においては例年 6 月に大学院研究科説明会を実施し、受験者に対して周知を図っている。さらに、学部、大学院ともに、随時希望者への大学見学を受け、そこでも入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を含めた具体的な説明を行っている。

オープンキャンパスについて、その企画運営は企画運営委員会の下部組織である広報部会が中心となって担当している。平成 22 年度は 8 月 8 日（日）に午前の部と午後の部の 2 回、9 日（月）に午前の部 1 回の合計 3 回開催した。開催回数を平成 21 年度の 2 回から 3 回に増やしたのは、参加者が増加し 2 回では大講義室における収容が困難となったからである。

看護学部は、平成 19 年以降、参加者が各々の興味・関心に従って模擬講義や模擬演習に自由に参加したり、展示室を見学する方法を採用している。このことにより混雑が緩和され、参加者からは肯定的な反応が得られている。平成 22 年度は、教員による個別相談室を第 1 講義室から第 7 演習室に、地域健康看護学領域の展示場所を 3 階から 2 階にそれぞれ移動し、参加者の動線を 2 階に集中させることによって、相談者や見学者の人数を増加させることができた。診療放射線学部は、参加者が増加したことによって、多目的ホールと学生ラウンジを説明会用の会場として準備した。施設見学については、例年 3 班に分かれ教員の引率のもと施設見学を行っている。しかし参加者の人数が増加したことに伴い、見学までの待ち時間が長くなり、見学方法の見直しが課題となった。

平成 22 年度は、在学生による相談コーナーをエントランスホールに設定したことにより、多くの参加者が帰宅前に相談コーナーを利用していた。

平成 22 年度の参加者は資料 4-2-①-3 の通りである。高校生・受験生の参加は 895 名で、昨年より 124

名（16.1％）の増加を認めた。参加者全体では189名（18.8％）の増加であった。

資料4-1-①-1 学部アドミッション・ポリシー

○大学アドミッション・ポリシー

1. 豊かな人間性を培い、自ら学ぶ姿勢を持つ人
2. 自立を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ人
3. 他者との関わりを通して成長できる人
4. 保健医療専門職者を目指す者として、専門的知識や技術の獲得に意欲を示す人

○看護学部アドミッション・ポリシー

1. 人間と環境に興味を持ち、人々の健康維持、増進に役立つことを希望する人
2. 看護学への探求心を持ち、社会貢献への意欲のある人

○診療放射線学部アドミッション・ポリシー

1. 論理的な思考及び柔軟な発想により、自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力を持った人
2. 診療放射線学に関心を持ち、その学問的な発展を通して国際社会及び地域社会への貢献を目指す人

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facadinfo/facpolicy>

【出典 学生募集要項（別添資料B及びC）】

資料4-1-①-2 研究科アドミッション・ポリシー

○看護学研究科アドミッション・ポリシー

1. 看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な教養と素養を備えている人
2. 看護学に関連する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な基礎学力・語学力(英語)を備えている人
3. 看護学の充実・発展・革新を志向する看護学研究者を強く志望している人
4. 看護学実践者・看護学教員を対象とした教育コーディネーター（SD：スタッフ・ディベロップメント、FD：ファカルティ・ディベロップメント）を強く志望している人

○診療放射線学研究科アドミッション・ポリシー

1. 診療放射線学の教育を受けるための基礎学力を持っていること
2. 診療放射線学に対する深い関心と強い目的意欲を持っていること
3. 診療放射線学における課題を自ら見出し解決する意欲を持っていること
4. 診療放射線学を基礎とした高度医療専門職者、研究者、教育者を目指していること

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/grapolicy>

【出典 学生募集要項（別添資料D）】

資料4-1-①-3 オープンキャンパスの参加者の状況

		男		女		計		前年度との比較	
		人	(%)	人	(%)	人	(%)	前年度の 参加人数	当年度／前年度 (%)
志望学部	看護	57	(6.4%)	520	(58.1%)	577	(64.5%)	509	(113.4%)
	放射線	136	(15.2%)	160	(17.9%)	296	(33.1%)	242	(122.3%)
	無回答	6	(0.7%)	16	(1.8%)	22	(2.5%)	20	(110.0%)
高校生・受験生		199	(22.2%)	696	(77.8%)	895	(100.0%)	771	(116.1%)
家族		78	*(6.5%)	219	*(18.4%)	297	*(24.9%)	232	(128.0%)
計		277	*(23.2%)	915	*(76.8%)	1,192	(100.0%)	1,003	(118.8%)

*は参加者全体(1,192 人)に対する割合

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育目的に沿って入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、広く公表、周知されている。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

学部入学試験については、アドミッション・ポリシーを受けて「入学者選抜の基本方針」（資料4-2-①-1）を定めており、これに沿って一般入学、推薦入学（群馬県内高校の推薦）、社会人特別選抜の3つの形態を組み合わせた入学試験を実施している。

特徴としては、一般入学試験においても「面接試験」を必須として採用していることがあげられる。面接試験では、「求める学生像」を適切に人物評価できるよう、学内資料として「面接試験実施要領」を作成し、その中に質問項目を設け、項目毎に質問例を掲げることで面接員間の格差をなくすとともに評価能力の向上を図っている。

学力検査は、一般入学試験では大学入試センター試験、推薦・社会特別選抜では小論文（和文・英文）及び書面審査を用いている。

大学院では入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を受け、研究科ごとに入学者選抜の基本方針を定めている（資料4-2-①-2）。本学大学院では社会人が現職を継続しながら大学院教育を受けられるように教育方法を多様化しており、選抜においても一般選抜に加えて社会人特別選抜を設けている。なお、入学後の研究活動が円滑に進めるため、出願に先立って、志望する領域もしくは分野の担当教員との面接を行い、研究テーマや内容等の事前相談を実施することとしており、それを学生募集要項においても「出願前面接」の項を設けて説明している。

学部入学試験においては、いずれの試験形態においても面接試験を行うことで、保健医療専門職への目的意識

と高い学習意欲を持つ学生を選抜している。

資料4-2-①-1 学部入学者選抜の基本方針

- ・一般入学試験では、大学入学試験センター試験の利用により基礎学力を判定し、個別学力検査で実施する面接により、総合的な人間性を見極め、医療専門職としての適性を判定する。
- ・推薦入学試験及び社会人特別選抜試験では、書類審査により基礎学力及び学習意欲を判定し、面接により総合的な人間性を見極め、医療専門職としての適性を判定し、小論文により論理的思考能力、問題解決能力を判定する。
- ・看護学部では、バランスの取れた基礎学力が求められ、診療放射線学部では理工学的素養を判定するために数学及び理科の基礎学力を重視する。

【出典 学部募集要項（別添資料B及びC）】

資料4-2-①-2 大学院入学者選抜の基本方針

- 看護学研究科
 - ・看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な知識・技術を専門科目の学力検査により判定する。
 - ・看護学に関連する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な語学力を英語の学力検査により判定する。
 - ・看護学研究者及び教育コーディネーター（SD、FD）の志望意欲や自立的な学習意欲を面接により判定する。
 - ・看護学の充実・発展・革新を志向するために必要な論理的な思考力を小論文により判定する。
- 診療放射線学研究科
 - ・専門科目は、診療放射線学全般及び専攻分野に関する専門的知識を学力検査により判定する。
 - ・外国語は、診療放射線学に関する英語の文献を読解できる能力を学力検査により判定する。
 - ・小論文は、診療放射線学に関する専門的知識及び論理的思考力を判定する。
 - ・面接は、個別に専門知識や研究計画に関する試問を行い、診療放射線学研究者及び教育者としての適正や意欲を判定する。

【出典 大学院募集要項（別添資料D）】

【分析結果とその根拠理由】

学部では、これまでに3回の卒業生を輩出したが、看護師国家試験及び診療放射線技師国家試験を高い合格率で合格し、それぞれが保健医療専門職者として社会で活躍している（基準6 観点6-1-②を参照）。このことは、本学が入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った「求める学生像」を適切に受け入れることができていることを示している。

観点4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では社会人特別選抜制度を設けているが、社会人に対する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は設けずに推薦入学と同様の入学者受入方針により受入れを行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は試験形態ごとに異なる入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していないため、本項目に関しては該当なしである。

観点 4－2－③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

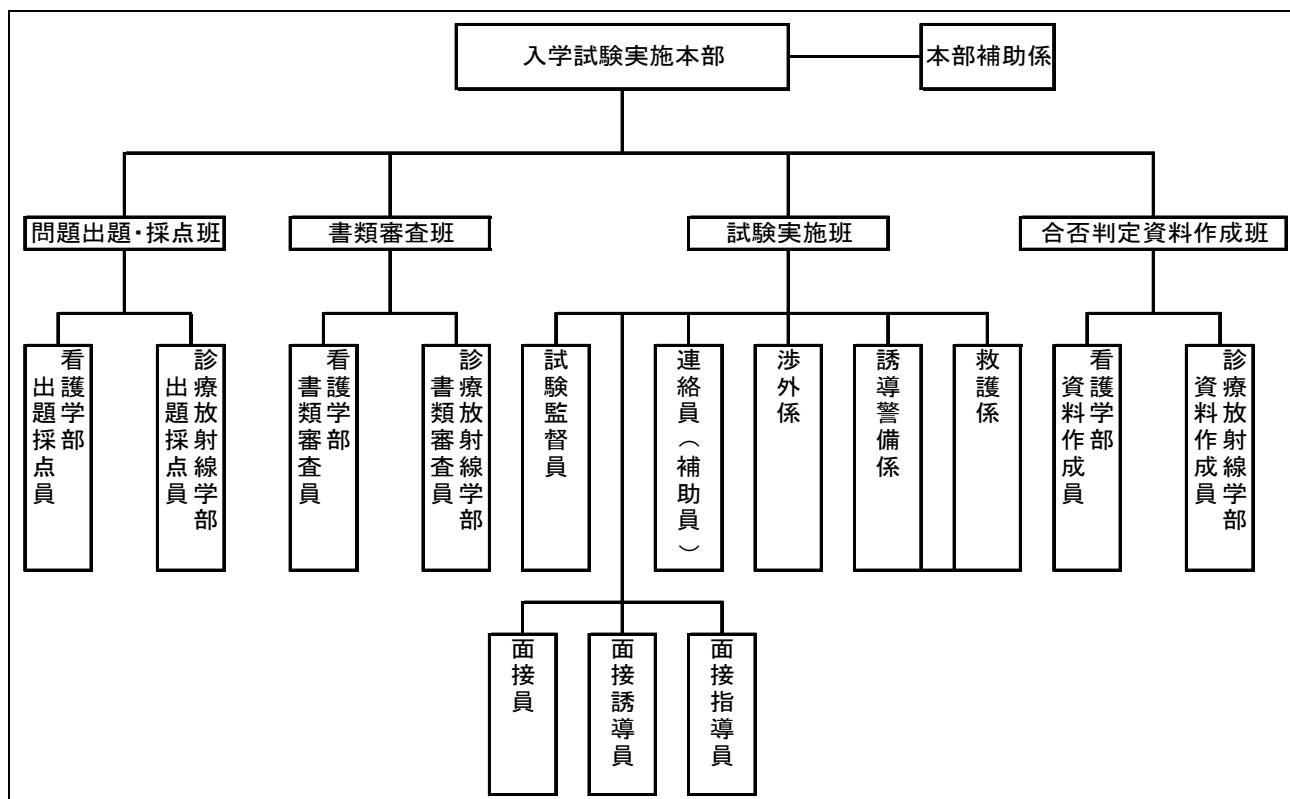
【観点に係る状況】

学部入学試験に関しては、入学試験の準備、実施、発表、入学手続き等の両学部共通の事項については合同入学試験委員会にて検討し、試験問題作成委員及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等は学部ごとの入学試験委員会で検討し、教授会の議を経て学長が決定する。この中で、試験及び合否判定に際しての採点基準や合否判定基準が設定される。

合否判定の方法は、社会人特別選抜試験においては小論文、面接、書類審査を総合的に審査し、A判定となった受験生を合格としている。推薦入学試験においては、小論文、面接、書類審査を点数化し、上位の受験生から、募集人員より社会人特別選抜試験合格者数を控除した数の合格者を決定している。一般入学試験においては、大学入試センター試験の各得点数に、点数化された面接結果を加算し、上位の受験生から募集人員数の合格者を決定している。

入学試験は、本部長を学長とし、副本部長を合同入学試験委員長及び事務局長、本部構成員を入学試験委員及び事務局入学試験担当職員とする入学試験実施本部を組織し、ほぼ全教職員がそれぞれの配置について明確な責任体制の下で実施されている。（「平成 23 年度入学試験実施要綱（別添資料 E 及び F を参照）」

資料 4－2－③－1 平成 23 年度入学試験実施体制



研究科入学試験に関しても、両研究科共通の事項については合同入学試験委員会で検討し、試験問題作成委員

及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等は各研究科入学試験委員会で検討し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。入学試験は、本部長を学長とし、副本部長を合同入学試験委員長及び事務局長、本部構成員を入学試験委員及び事務局入学試験担当職員とする入学試験実施本部を組織し、決められた教職員がそれぞれの配置について明確な責任体制の下で実施される。実施体制については、学部入試と同様で資料 4-2-③-1 のように表せる。（「平成 23 年度入学試験実施要綱（別添資料 G を参照）

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜については、適切な実施体制により、公正に行われている。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本学において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それを公表、周知し、それに則した入学試験を実施したのは平成 18 年度からである。また、学生募集要項に「出願書類より志願者から提出された個人情報及び入学試験の実施により取得した受験者の個人情報は、学内で適切に管理の上、入学者の選抜、入学手続き、入学者に対する学務業務、成績追跡調査等に利用します。」と明示したのは平成 19 年度からである。したがって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかの検証はこれからの検討課題である。現状としては、国家試験の合格状況によって教育の成果とともに検証されているのが実情である。現在、合同入学試験委員会が入学者選抜の結果と入学後の成績追跡調査の分析方法や改善課題発掘方法の検討を進めている。なお一般入学試験により入学した学生と推薦入学試験により入学した学生間での入学後の学力に顕著な差は認められていない。

大学院修士課程については平成 22 年度に完成年度を迎えたため、現在検証方法を検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

開学からまだ年月がたっておらず、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかの学内における検証方法がまだ十分確立されておらず、詳細な分析はまだできていない。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

最近 3 年間の本学の入学定員及び入学者の推移は、次表のとおりである（資料 4-3-①-1）。学士課程においては開学から 3 年間は定員数の入学者を受け入れてきたが、卒業者数が定員数を下回ったため、平成 20 年度より看護学部では 2 ないし 3 人、診療放射線学部では 1 人定員を上回った入学者を受け入れている。大学院課程においては、定員数の入学者を受け入れている。

資料4-3-①-1 過去3年間の志願者数、合格数、入学者数の推移

○学部

		看護学部・看護学科				診療放射線学部・診療放射線学科			
年度	試験区分	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
23	一般	45	180	53	47	25	80	29	26
	推薦	35	65	32	32	10	29	10	10
	社会人	若干名	6	3	3	若干名	2	0	0
	計	80	251	88	82	35	111	39	36
22	一般	45	218	56	47	25	107	28	26
	推薦	35	64	34	34	10	23	9	9
	社会人	若干名	5	1	1	若干名	2	1	1
	計	80	287	91	82	35	132	38	36
21	一般	45	143	52	48	25	92	26	26
	推薦	35	62	32	32	10	23	10	10
	社会人	若干名	13	3	3	若干名	3	0	0
	計	80	218	87	83	35	118	36	36

○研究科

		看護学研究科・看護学専攻				診療放射線学研究科・診療放射線学専攻			
年度	試験区分	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
23	一般	8	0	0	0	3	1	1	1
	社会人	若干名	8	8	8	若干名	4	2	2
	計	8	8	8	8	3	5	3	3
22	一般	8	2	2	2	3	1	1	1
	社会人	若干名	8	6	6	若干名	4	2	2
	計	8	10	8	8	3	5	3	3
21	一般	8	0	0	0	3	1	1	1
	社会人	若干名	10	8	8	若干名	6	2	2
	計	8	10	8	8	3	7	3	3

※Web ページ掲載箇所：

学部入学試験：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/facainfo/facresult>研究科入学試験：<http://www.gchs.ac.jp/admissionsinfo/grainfo/grareult>

【分析結果とその根拠理由】

定員に対して適正数範囲である入学者を確保できている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学部においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を選抜するため、一般入学に加えて推薦入学や社会人特別選抜入学など、多様な入学試験形態を取り入れる一方、すべての試験形態においても面接試験を課すことで、専門職に対する適正、目的意識を含めた人物評価を重視した選抜を行うことができている。

【改善を要する点】

- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証する取り組みは、現在行われておらず、検証結果を入学者選抜の改善に役立てるためのシステムを確立する必要がある。

(3) 基準4の自己評価の概要

大学及び学部ごとの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は明確に定められ、学生募集要項や大学ホームページを通して公表し、広く周知されている。これに沿った入学者を選抜するため、一般試験に加えて推薦や社会人特別選抜など、多様な入学試験形態を取り入れている。本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の本質は保健医療専門職（看護職者及び診療放射線技師）を目指す者を受け入れることであることから、全ての入学試験形態に面接試験を課し、専門職に対する適正、目的意識を含めた人物評価を重視した選抜を行っている。入学試験の実施は学部、研究科ともに入学者選考のための実施体制が組織され、最高責任者である学長の指揮の下に教職員がそれぞれの責任と役割を分担して円滑かつ公正に試験を実施している。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかの検証については、入学者選抜の結果と入学後の成績追跡調査により、その分析方法や改善課題発掘方法の検討を現在進めているところである。実入学者数は看護学部で2ないし3人、診療放射線学部で1人の入学定員を上回っている。これは大学の目的達成のため卒業生数が入学定員を大きく下回ることを防ぐための措置であり、入学後の学習指導環境や臨地実習環境に照らしても適正数範囲である。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

本学の教育理念である「高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す看護職者・診療放射線技師を養成する。」と、教育目的である「科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。」に基づき、教育課程の編成はまず、教育目的と期待される卒業生の特性を基本に、教育理念における主要概念である「人間」、「環境」、「健康」、「専門職」、「技術」から理論的に枠組みを構築した。この枠組みに基づき、看護職者及び診療放射線技師に必要とされる知識・理論・技術・態度を「内容の諸要素」としてすべて抽出し、これらから学部ごとの教育課程の全体構造を編成し、全科目を配置した。カリキュラムは「教養教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」、「保健医療専門職共通専門科目」の区分に分けて編成している。その結果、看護学部・診療放射線学部の枠を越えた学際性・総合性を考慮した編成になった。

「教養教育科目」は、保健医療専門職としての知識と技術を修得する以前に、人間としてより豊かに成長・発達することを重視し、「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4学科目群、計32科目から構成されている。このうち、科目群「文化と生活」中の科目「群馬県民の文化と生活」は、群馬県民をはじめ、地域に生活する人々の保健・医療・福祉への貢献を目指す本学の基本理念との関連を意図し、また、科目群「人間とコミュニケーション」中の科目である「情報科学」は、未来社会におけるコミュニケーション技術の拡大を視野に入れ、両学部の必修科目に指定した。その他の科目は、専門基礎科目、専門科目と有機的に関連し、大学の理念・教育目的を反映する内容を提供していて、両学部合同の科目となっている。「教養教育科目」の卒業要件単位数は、看護学部22単位以上、診療放射線学部20単位以上である。

「専門基礎科目」は、看護職者・診療放射線技師の実践を支える独自の専門的知識・技術を学習するための前段階として学ぶ科目群であり、「環境と健康」、「人間の発達と健康」、「専門職的態度の基盤」の3学科目群、計20科目から構成されている。このうち、「環境と健康」、「人間の発達と健康」には、両学部同一の名称をもつ科目を配置している。これらの科目は、共通性を強調しつつ、各学部の教育目的及び学生の特徴を考慮し、独自の学科目標、時間配分、方法を設定し展開している。また、「専門職的態度の基盤」に配置した科目の多くは、保健医療専門職としての特性獲得という共通性をもつため、合同授業を展開し、看護職者、診療放射線技師の役割や専門性への関心を高める機会を提供する。「専門基礎科目」の卒業要件単位数は、看護学部23単位以上、診療放射線学部30単位以上である。

看護学部の「専門科目」は、看護職者の実践を支える専門的知識・技術を学ぶために、「看護の本質と看護技術」、「人間の生涯発達と看護」、「地域で生活する人々の健康と看護」、「看護専門職の役割と機能」の4科目群、計36科目から構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的・目標の達成に直結する能力の獲得を意図した

内容を提供する。この能力とは、人間の生涯発達と生活の場に応じた看護展開能力、看護技術の原理を理解し、実践の現状に合わせて応用・発展させる能力などである。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から実習を開始するとともに、エビデンスに基づいた授業を展開する。また、4年次には、「看護専門職者の役割と機能Ⅱ－1（総合実習）」、「看護専門職者の役割と機能Ⅱ－2（役割移行実習）」を配置し、「専門基礎科目」「専門科目」を通して学習した内容を統合する授業を展開する。「専門科目」の卒業要件単位数は66単位以上である。さらに看護学研究概論・看護学研究Ⅰ（問題解決過程）・看護学研究Ⅱ（EBP）が4年次必修科目として設定され、看護職者として実践に研究成果を活用するための能力を総合的に高めていくことが意図されている。

診療放射線学部「専門科目」は、診療放射線技術学の実践を支える専門的知識・技術を学ぶために、「診療放射線技術学」、「診療画像技術学」、「医療画像情報学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「放射線管理計測学」の6学科目群、計47科目で構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的、教育目標の達成に直接関連する能力の獲得を意図した内容を提供する。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から「診療放射線技術学導入実習」を開始する。2年次および3年次は講義科目を中心に据え、3年次後期セメスターには平行して実習科目「診療画像技術学実験」、「放射線機器工学実験Ⅰa（X線、CT検査）」、「放射線機器工学実験Ⅰb（MRI）」、「医療画像情報学実験」、「放射線機器工学実験Ⅱ（核医学）」、「放射線機器工学実験Ⅲ（放射線治療）」、「放射線管理計測学実験」を展開する。4年次前期セメスターには実習科目「診療画像技術学実習」、「核医学検査技術学実習」、「放射線治療技術学実習」を配置し、病院での実践的臨床実習を実施する。4年次通年科目として「診療放射線技術学研究」を配置し、担当教員の指導の下で学生1人につき1課題で研究を行い、口頭発表及び論文作成を行う。「専門科目」の卒業要件単位数は66単位以上である。

保健医療専門職共通専門科目は、両学部の各専門性を越えて、保健医療専門職に求められる知識・技術・態度を学ぶ科目群であり、計5科目から構成されている。これらの科目は、全て両学部合同授業であり、「保健医療情報組織学」、「保健医療チーム連携論Ⅰ」、「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」3科目を必須科目に指定している。これにより、看護職者・診療放射線技師相互の役割を理解する基盤とし、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能の共通性・相違性を学ぶ機会を提供する。「保健医療専門職共通専門科目」の卒業要件単位数は5単位以上である。

なお、講義、演習、実験及び実習といった授業形式の組合せについては、後述する「資料5－3－①－2」に示した。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容や水準、さらに授与される学士（看護学）、学士（放射線学）の学位において適切である。

観点5－1－②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

看護学部と診療放射線学部の開設科目は、それぞれ他学部の学生が履修可能なように両学部共通科目として配置されている。これは両学部の卒業生の多くは、保健医療分野という共通の分野において就業することが予想され、保健医療における協働やチーム医療を行う上で、共通科目開設が重要であるとの考えに基づいている。

他大学等における既修得単位は、学則第34条の規定（入学前の既修得単位等の認定）に基づき、審査の上、60

単位を上限として本学における授業科目を修得したものとして認定している。関係規程を「資料5-1-②-1」に、認定実績を「資料5-1-②-2」に示す。

また、学生が本学の許可を得て留学した場合、審査を経ることにより、留学先大学での修得単位を本学において履修したものとして認定することが可能であることが規程で定められている。(資料5-1-②-3)

本学ではEBP (Evidence-Based Practice ; 科学的根拠に基づいた実践) を推進し得る人材の育成を推進しており、このことから、本学の教員は自らの研究成果及び授業に関連する最新の研究成果を活用し、科学的根拠に基づいた授業を展開することを目指している。また、各教育研究分野に所属する教員は原則として、その専門分野と共通する科目を担当し、研究活動と教育活動の関連を強化している。その概要は資料5-1-②-4に例示する。

資料5-1-②-1 既修得単位等の認定

○既修得単位等の認定に関する規程

第3条 単位認定を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書
- (2) 出身学校の成績証明書
- (3) その他単位認定に必要な書類

(単位認定の方法)

第4条 単位認定は、該当学部の教務委員会が審査し、その教授会の議を経て、学長が行う。

(修業年限)

第5条 単位認定に関連する修業年限の短縮は、行わない。

【出典 規程集 (別添資料A) P. 151】

資料5-1-②-2 既修得単位の認定状況

年	看護学部							診療放射線学部						
	申請者数	既修得科目		申請科目		認定科目数		申請者数	既修得科目		申請科目		認定科目数	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
23	4	112	196	67	123	56	94	2	25	54	19	37	21	36
22	1	22	42	9	17	8	16	0	-	-	-	-	-	-
21	1	13	35	8	14	6	10	0	-	-	-	-	-	-
20	1	16	67	10	18	10	18	0	-	-	-	-	-	-
19	3	43	82	30	54	26	47	1	6	14	5	10	5	10
18	1	9	14	9	16	9	16	2	47	97	26	50	26	50
17	4	75	138	38	68	35	62	1	10	17	16	9	8	14

資料5-1-②-3 外国留学での単位認定

○外国留学規程 (抜粋)

(対象)

第3条 留学の対象とする大学は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学又はこれに相当する教育研究機関とす

る。

(単位)

第6条 学生が留学先の大学で修得した単位（以下「修得単位」という。）等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 修得単位を本学において履修したものとして認定（以下「修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、次の書類を帰国後速やかに学長に提出しなければならない。

(7) 修得単位認定申請書

(4) 履修科目授業内容

(ウ) 成績証明書及び履修証明書

(エ) (ウ)の邦文訳

(2) 修得単位の認定は、教務委員会が審査し、学部の教授会の議を経て、学長が行う。なお、必要があると認めるときは、関係授業科目の担当者による面接等の審査を行うことができる。

(3) 修得単位の認定を行うことができる条件は、原則として次のとおりとする。

(7) 単位数は、学則第34条の定めるところにより、国内の他の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。

(4) 科目は、学則第29条第1項の定めるところによる。

(ウ) 授業時間数は、本学の履修基準に見合うものとする。

(エ) 成績の評価は、留学先大学の認定結果を尊重する。

(4) 認定結果は、修得単位認定通知書により、学生に通知するものとする。

(5) 本学と留学先大学等との学年度、セメスター（学期）の相違により、やむをえない場合は、履修届の期日を変更することができる。

【出典 規程集（別添資料A）P. 162】

資料5－1－②－4 研究成果の授業への反映

○看護学部

シラバス：<http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/curriculum-nur>

教員紹介：<http://www.gchs.ac.jp/staff/?Cat=4>

○診療放射線学部

シラバス：<http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/curriculum-rad>

教員紹介：<http://www.gchs.ac.jp/staff/?Cat=6>

【分析結果とその根拠理由】

本学の授業内容は学生の多様なニーズ、研究成果の反映、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に、十分な配慮ができています。

観点5－1－③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では授業時間外の学習時間を確保するため、1日の最大講義数を5コマとしている。時間割の設定に際し、必修科目が連続しないように配慮し、可能な限り選択科目を履修する機会を増やしている。そのため、学生は1週間の中で選択科目を履修しない自由な時間帯が適度に配分されることから、講義や演習に必要な事前学習、事

後学習を行う時間が確保されている。卒業要件は、大学設置基準の下限（124単位）に近い126単位に設定しており、自己学習の時間は十分に確保できる範囲になっている。また、学生個々に対する組織的な履修指導体制として、GPA 制度およびカリキュラム・アドバイザー（以下「CA」とする。）制度を導入している。CA は、学生約8名を1グループとし、1～2名の専任教員が配置され、履修指導4年間の学習の流れを見据えた中で内容を確認し、授業履修計画の改善を指導するとともに、セメスターGPA と累積 GPA に基づき、履修計画や効果的な学習活動を支援している。（GPA 制度の概要は資料5－1－③－1、GPA 制度の活用状況は資料5－1－③－2、CA 制度については観点7－1－②を参照）

なお、卒業認定には GPA を用いていない。また、カリキュラム・アドバイザーによる履修指導の中で、GPA に基づき過剰な履修登録をチェックし、効果的に学習が推進されるように指導しているため、履修科目数の上限設定（キャップ制）は行っていない。

資料5－1－③－1 GPA 制度

○履修方法及び学修の評価に関する規程（抜粋）

（GPA制度）

第5条 授業科目ごとに学修を評価するほか、グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）を用いて修学に関する指導を行う。

2 GPA は、授業科目の成績に応じてグレード・ポイント（Grade Point 以下「GP」という。）を定め、当該授業科目の単位数を乗じ、その合計を履修した授業科目の総単位数で除して算出する。

3 新入学生の既習得単位認定に関する規程、外国留学規程に基づいて認定された単位及び別に掲げる授業科目については、GPA 算出の対象としない。

4 授業科目を再履修したときは、入学時からの累積GPA については、再履修前における当該授業科目のGPを除いて算出する。

5 GP、セメスターGPA及び累積GPAの算出式は、次のとおりとする。

（1）GP

成績	GP
A	4
B	3
C	2
D	1
F	0

（2）セメスターGPA（少数点第2位を四捨五入）

セメスターGPA

$$= \frac{(\text{当該セメスターにおいて履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目のGP}) \text{の和}}{\text{当該セメスターにおいて履修した各授業科目の単位数の和}}$$

（3）累積GPA（少数点第2位を四捨五入）

累積GPA

$$= \frac{(\text{全てのセメスターにおいて履修した各授業科目の単位数} \times \text{各授業科目のGP}) \text{の和}}{\text{全てのセメスターにおいて履修した各授業科目の単位数の和}}$$

（カリキュラム・アドバイザーによる指導等）

第6条 学生は、学修に関して、毎学期カリキュラム・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）による指導を受けなければな

(カリキュラム・アドバイザーによる指導等)

第6条 学生は、学修に関して、毎学期カリキュラム・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）による指導を受けなければならない。

2 履修登録には、アドバイザーの確認を必要とする。

3 セメスターGPAが2.0未満となった者に対しては、アドバイザーが特別の指導を行う。

4 セメスターGPA2.0未満が3セメスター連続した者に対しては、教授会の議を経て退学を含めた指導・勧告をする場合がある。

【出典 規程集（別添資料A）P. 148～149】

資料5-1-③-2 GPA制度の活用状況

セメスターGPA2.0未満の学生41名（看護学部32名、診療放射線学部9名）のうち、休学者・留学者・保留者を除いた者についてカリキュラム・アドバイザーによる指導を行った結果を次表に示す。時期セメスターにおいてGPAの改善が確認された。

指導前のセメスターGPA 平均	指導後の次期セメスターGPA 平均
1.7	3.2

【分析結果とその根拠理由】

学生の授業時間外の学習時間を十分に確保し、自主的に履修計画を作成して学習時間配分をバランス良く配置し、自習時間を確保できるようにしており、さらに、GPA制度を活用することで修学上の問題が生じる前に支援しており、単位の実質化が図られている。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

教養科目の語学系科目やコミュニケーション科目は、発音やリスニング、実演、ロールプレイングなどの演習によって学習効果が期待される科目であるため、外国人教員の採用や演習形式の講義が実施されている。また英語科目ではコンピュータを利用したCALL（Computer Assisted Language Learning）システムを導入して教育効果を高めている。「群馬県民の文化と生活」、「芸術Ⅱ（造形芸術）」、「芸術Ⅲ（舞台芸術）」、「生活と科学Ⅱ（文学）」においては、実際に作品を鑑賞したり、創作したり、演じたりという形態での授業を組み合わせで行っている。

「スポーツ科学Ⅱ（体力づくり）」は、履修希望者が多く、クラス増設を行い実技的授業の特性を損なわないよう配慮している。また「情報科学」など情報通信技術に関する授業では、実際にマルチメディア教室で端末を操作しながらの授業を展開しており、利用する端末が常に最新の状態で利用できるようにリース方式による調達を行っている。

専門基礎科目では、「人間の発達と健康概論」、「環境と健康各論Ⅰ（内部環境を支える人体の構造と機能）」、「環境と健康各論Ⅱ（代謝と栄養）」、「環境と健康各論Ⅲ（薬理作用）」、「環境と健康各論Ⅳ（病原体と免疫）」においては、学習効果を高めるために、講義と実習を組み合わせた演習科目（45時間）として開設されている。

看護学部の専門科目においては、看護技術学各論ⅠからⅤにおいて講義と演習に加え「参加観察実習」を取り入れている。参加観察実習は、講義や演習で学んだ看護技術の原理原則が臨床環境の中でどのように応用されているのかを検証することを目的とする。これに引き続き、学生は看護技術学各論Ⅵ（実習）において初めてクラ

イベントを受け持ち、看護過程を展開することになる。このように講義、演習、参加観察実習を段階的に組み合わせることにより、学生は学内で学習した技術と臨床で提供される技術の相違に戸惑いを覚えることがなくなり、看護技術教育における新たな教育方法として効果が上がっている。また、地域健康看護学概論では、講義に加え、様々な地域で生活する人々の環境と健康に参加観察する実習を実施する。県内の山間地域4箇所を教員とともに訪問し、そこで生活する人々との相互行為を通して講義中の学習内容に対する理解を深める機会を提供している。なお、大学院生をTAとして採用して指導補助にあたらせることで、よりきめ細やかな指導を実現している。

診療放射線学部の特設科目においては、「診療放射線技術学」で1年次に「診療放射線技術学導入実習」を設け、専門科目に本格的に進む前段階で、放射線診療の実践を理解するために病院施設で実施している。授業は8～9名の小グループ制とし、各グループに講師以上の本学専任教員及び実習施設に配置した臨床教授・臨床実習指導員による教育体制を構築することで教育効果を上げている。3年次後期セメスターに行われる実験7科目は、2年次以降に講義と演習によって学習してきた個々の専門分野に分かれて、実際の機器を用いて行われる。1グループ4～5名で専任教員が指導を行う。また、大学院生をTAとして採用して指導補助を担当させることによって、きめ細やかな指導を実現している。実験で使用するCTとMRIについては、期間中に学内へモバイル装置を導入することによって対処している。CTについては、画像解析システムを導入することで画像の三次元構築技術の習得と応用を多角的に行なっている。また、「放射線治療技術学」においては放射線治療計画用コンピュータを複数台設置し、演習と実験に供している。これにより、学生が具体的なイメージをつかむことが難しい放射線治療技術の理解を促している。

【分析結果とその根拠理由】

保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成という教育目的から、講義、演習、実験・実習を有機的・体系的に配置しており、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ及びバランスは適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がされている。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

本学における教育課程は、看護学部及び診療放射線学部に通じた本学独自のカリキュラム編成方法論に基づいている。この趣旨に沿ったシラバス作成のための配慮として、カリキュラム編成の結果抽出された内容の諸要素（授業の概要）を示し、担当教員に対してその記載にしたがって授業内容と方法を提示するように依頼している。それに基づいて、学科目的、学科目標（評価基準）、授業内容、授業方法、評価方法等を作成するという手続きをとっている。各科目の担当教員は、シラバスにおける授業の概要、学科目的、教育内容等の整合性を確認することで、カリキュラム編成の趣旨との整合性を保つシラバスの作成適否を判断することが可能となっている。

シラバスには、「科目区分」、「授業科目名」、「科目番号」、「クラス番号」、「授業形式」、「必修選択区分」、「開講時期」、「単位数」、「科目責任者名」、「担当教員名」、「授業の概要」、「学科目的」、「学科目標」、「授業内容」、「授業方法」、「評価方法」、「教科書」、「参考書・参考文献」、「聴講生受講の可否」、「科目等履修生受講の可否」などの項目について内容が明示されている（http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum_syllabus）。学生による授業評価の結果からも、シラバスの活用がうかがえる（直近の調査である平成22年度後期セメスター授業評価において、「シラバスどおりに授業展開されているか」という項目に対して、5点満点中4.11点という結果が得られている）。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点 5-2-③： 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

入学時のオリエンテーションにおいて、講義科目 1 単位を修得するためには30時間、演習科目 1 単位を修得するためには15時間の自己学習時間が必要であることを学生に周知し、カリキュラム・アドバイザーの指導下でこれを考慮した履修計画の作成を促している。また、自己学習に用いる時間帯を学生自身が設定できるように時間割編成を工夫している。自己学習の場としては、図書館、センターホール及び学生ラウンジ、演習室等の施設を開放している。（施設については観点 7-2-①を参照）

基礎学力不足の学生への配慮として、セメスター毎の GPA2.0未満の学生に対しカリキュラム・アドバイザーが面接を行い、学習方法等の指導で対応している。ただこのような学生は各学年数名以下であり、現段階では補習授業開講の必要性はないと判断している。

【分析結果とその根拠理由】

自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学における成績評価基準は学則第 31 条に規定され、さらに「履修方法及び学修の評価に関する規程」で、授

業科目の履修方法及び学修の評価の詳細が定められている。これらは、学生に対して学生便覧及びオリエンテーションにおいて周知されている。なお個々の科目の評価基準についてはシラバスに成績評価法を個別に記載し、授業開始時にも教員から詳細な評価基準が示されている（資料5-3-①-1）。

卒業認定基準は、学則第35条に卒業要件として規定されており、本学に4年以上在籍し、所定の授業科目を126単位以上修得した学生に対し、教授会の議を経て、学長が卒業認定を行う（資料5-3-①-2）。卒業認定基準は、学生便覧に記載され周知が図られている。

資料5-3-①-1 成績評価基準

○履修方法及び学修の評価に関する規程

（学修の評価）

第4条 学修の評価は、A、B、C、D及びFの評語で表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評価の基準（100点満点）	判定
A	90点以上 100点まで	合格
B	80点以上 90点未満	
C	70点以上 80点未満	
D	60点以上 70点未満	
F	60点未満	不合格

（単位の授与）

第7条 単位は、A、B、C又はDの評価を得た者に与える。

【出典 規程集（別添資料A）P. 148～150】

資料5-3-①-2 卒業認定基準

○卒業認定に関する規定（「学則」抜粋）

（卒業）

第35条 学長は、本学に4年（第23条第1項の規定により再入学した者または第26条第1項の規定により転部した者にあつては、それぞれ第23条第2項または第26条第2項の規定により定められた期間）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び126単位以上の単位を修得した学生に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

【出典 規程集（別添資料A）P. 13】

○卒業要件

<看護学部>

区分	必修	選択必修	選択
教養教育科目	4	18	10
専門基礎科目	23		
専門科目	64	2	
保健医療専門職共通専門科目	5		
計	96	20	10

<診療放射線学部>

区分	必修	選択必修	選択
----	----	------	----

教養教育科目	4	14	6	
専門基礎科目	27	3		
専門科目	67			
保健医療専門職共通専門科目	5			
計	103	17	6	

【出典 <http://www.gchs.ac.jp/campuslife/clguide/handbook>】

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び卒業認定基準は関係規程で策定されており、学生便覧、シラバス等を通じて学生に周知している。

成績、単位及び卒業の認定は、基準にしたがって適切に実施されている。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

担当教員はシラバスに記載の評価基準に従い、成績を入力用紙に記入し事務局教務係に提出する。教務係は入力後に入力結果を担当教員に戻して確認を求めている。それを基に教務委員会は学則及び規程の基準にしたがって、成績、単位及び卒業の認定を行い、その結果を学部教授会または研究科委員会で報告し承認を得る体制になっている。また、成績評価に対して学生からの異議申し立て制度を設けており、文書による申し立てに対して教員が文書で回答し、学生と教員が相互に納得したことを教務委員会が確認する体制になっている。異議申し立ての件数は「資料 5-3-②」のとおりとなっている。

資料 5-3-② 異議申し立ての状況

過去3か年の状況				(単位：件)
年度	セメスター	看護学部	診療放射線学部	合計
22	前期	3	0	3
	後期	1	0	1
21	前期	1	0	1
	後期	0	2	2
20	前期	0	2	2
	後期	2	1	3

いずれの場合も、学生・教員双方が納得するかたちとなった。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確さを担保するための措置が講じている。

＜大学院課程＞

観点 5－4－①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、本学の主要概念、教育理念、教育目的・目標に基づき、学士課程に続く修士課程の教育課程を編成している。また、保健・医療従事者のキャリアアップや生涯学習の必要に応じて広く社会人を受け入れるため、長期履修制度、昼夜開講制、夏季・冬季集中講義制をとっている。

看護学研究科においては、様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に向けた科学的根拠に基づく実践の実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント、看護学教員のファカルティ・ディベロップメントを支援できる人材を育成する。この目的の達成に向けては、研究の基礎能力の獲得に必要な共通科目を配するとともに、教育の基礎能力の獲得に必要な共通科目を配している。また、研究成果を政策に反映するために必要な基礎能力の獲得に必要な共通科目を配している。

診療放射線学研究科においては、平成 17 年の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」を踏まえ、大学院を巡る社会状況の変化に対応し、教育の実質化を遂行できるよう教育課程を編成した。人材養成目的の明確化及び教育体制の整備を意図し、組織的・体系的な教育の展開を可能にしている。研究科の設置の理念及び特色を実現するため、本研究科には、放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の 2 分野を編成し、各々の分野に対応する「専門科目」、並びに両者に共通する「共通科目」を置いている。

教育課程編成の特色としては、看護学研究科では「実践看護学領域」と「看護教育学領域」の 2 つの専門領域から構成されることが最大の特徴である。実践看護学領域は、生涯発達看護学、地域健康看護学、看護技術学を専門とする領域であり、新たな看護学の構築に必要な研究を推進し、それらを体系化していくための研究能力と確かな教育能力を兼ね備えた研究者の養成を目指す。他方、看護教育学領域では、看護基礎教育・卒後教育・継続教育を展開するための確かな教育能力と看護学教育に資する新たな知識・技術を産出するための確かな研究能力を兼ね備え、看護職養成機関において看護学教員のファカルティ・ディベロップメントを支援できる人材、院内教育のコーディネートを支援できる看護職者、つまりスタッフ・ディベロップメントを担うことのできる人材の育成を目指している。以上の 2 専門領域の目的達成に向けた教育課程の特色は 3 点ある。第 1 は、学生の主専攻の領域の種類に関わらず、研究遂行に必要な基礎能力を培うため、共通科目として「看護学研究方法論Ⅰ（研究過程と研究方法の理解）」「看護学研究方法論Ⅱ（研究批評と研究成果の活用）」「研究と倫理」を提供する。第 2 は、学生の主専攻領域の種類に関わらず教育遂行に必要な基礎能力を培うため、共通科目として「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実践）」「教育と倫理」を提供する。第 3 は、学生の専攻領域の種類に関わらず、看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映させるために必要な基礎能力に必要な科目として「看護政策管理論」を提供する。主専攻科目において、学生が既存の概念、理論の学習から関心領域の研究の現状や課題の明確化、研究成果の応用へと進み、最終的には「特別研究」に統合されることを意図して体系的に編成されている。

診療放射線学研究科では、診療放射線学部における 6 つの専門領域を、学術的共通性を考慮して「放射線画像検査学分野」と「放射線治療学分野」の 2 つの専門分野に統合・編成したことが最大の特徴である。これにより、

学部教育課程との連続性を保ちつつ、高度かつ幅広い応用力を身につけることを主眼においた教育課程を実現した。「放射線画像検査学分野」では、学部における2つの専門領域「放射線画像学領域」と「放射線情報学領域」とを結び付け、CT検査、MRI検査、核医学検査、超音波検査、機能画像検査等の画像検査に関わる各種モダリティの開発・改良、撮像手技の開発、データ処理法の開発・応用、ネットワーク構築・運用に関する演習科目を置き、医療画像情報に関するエキスパートの育成を目指している。「放射線治療学分野」では、学部における専門領域「放射線治療学」と連続し、重粒子線治療装置など最先端の放射線治療装置を用いてがん等に対する効果的な治療を行うための治療装置の開発・改良、治療計画の作成、治療手技の開発、機器の精度管理等に関する演習科目を置き、放射線治療に対する高い専門性を有する人材の育成を目指している。以上の2専門分野の目的達成に向けた教育課程の特色は2点ある。第1は「診療放射線学特別研究」以外、すべてが選択科目であることである。

「診療放射線学特別研究」以外に修了に必要な単位は18単位以上である。自分の専門分野からは6単位以上修得すればよいものとし、その他については他分野及び共通科目からの選択を認め、学生の専門及び目的意識に応じた幅広い科目履修を可能にしている。第2は、保健医療の広い基礎的知識を持ち、かつ高い専門性を兼ね備えた研究者及び教育者、並びに医療現場において指導者たり得る高度医療専門職の養成を目的として、これを達成するために、幅広い医療実践的知識及び医療課題への理解を目的とした共通科目を設定していることである。「診療放射線学」、「保健医療安全学」、「保健医療倫理学」、「保健医療経営学」、「医療統計解析学」、「画像解剖学」、「画像診断学」、「画像解析学」の他、看護学研究科で開講されている「専門職教育展開論」、「教育と倫理」、「研究と倫理」などの科目を提供している。

【分析結果とその根拠理由】

看護学研究科では、医療機関等における院内教育や管理にあたり実践的指導者となる人材、診療放射線学研究科では、CT・MRI・重粒子線治療など高度化が進む医療機器に対応した高度な知識・技術を持つ人材など、医療現場を支えるリーダーとなる人材を、それぞれ育成することを目的としている。研究科における教育課程編成の特色に見られるとおり、それぞれ授与する学位、目的とする学問・職業分野に応じた体系的な教育課程が編成されていると判断する。

観点5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

社会人学生の占める割合が高い本学研究科においては、その時間的制約を考慮して夜間開講や夏季、冬季、週末での集中講義等、個々の学生に合わせた開講を行っている。また学生のニーズの把握は指導教員による直接聴取及びアンケート調査で行い、調査結果に対して可能な限り対応し、対応できない事例については理由の説明をしている。

なお、看護学研究科の約半数の学生は3年または4年間の長期履修制度を活用している。これら社会人学生に対しては、履修モデルを提示し、仕事と研究活動を両立できるように効率的な履修方法について入学前説明会を開催し、研究指導教員が個別指導において説明している。

研究成果の反映については、資料5-4-②-1に例示する。

資料 5-4-②-1 研究成果の授業内容への反映事例（例示）

○看護学研究科		
事例	代表的な研究活動	研究活動を反映している授業科目
教授する際に教員の執筆した、以下の文献を資料として用いた。 ①内容分析： 中西陽子「終末期がん患者を在宅で介護する家族の心理経過を支える看護一壮・中年期患者を看取った家族と老年期患者を看取った家族との比較」第 33 回日本看護学会論文集（成人看護Ⅱ）、392-394、2003. ②グラウンデッド・セオリー： 廣瀬規代美「喉頭摘出を受けた喉頭・咽頭がん患者の食道発声獲得プロセス」日本看護研究学会誌、30(2)、31-42、2007	内容分析を用いた研究及びグラウンデッド・セオリーを用いた研究	看護学研究方法論Ⅱ (研究批評と研究成果の活用)
○診療放射線学研究科		
事例	代表的な研究活動	研究活動を反映している授業科目
演習資料として教員の執筆した文献を用いている。 五十嵐均、須藤高行、白石明久：DWI 信号強度と ADC 値に対する粘度変化の影響、日本共鳴医学会誌、平成 13 年 3 月、第 21 巻 2 号、P72-78	DWI、ADC の臨床応用への研究	磁気共鳴学特論 診療放射線学特別研究
演習資料として教員の執筆した文献を用いている。 K. Kashikura、J. Kershaw、S. Yamamoto、X. Zhang、T. Matsuura、I. Kanno. Temporal characteristics of event-related BOLD response and visual-evoked potentials from checkerboard stimulation of human V1: a comparison between different control features. Magn Reson Med. 2001 Feb;45(2):212-6 ほか	fMRI 及び近赤外計測装置を用いた脳機能計測法の開発と応用	機能画像学特論、核医学検査技術学特論、診療放射線学特別研究

【分析結果とその根拠理由】

社会人学生の受入は、医療技術が高度に発展を続けている現状で医療機関からの要請でもあり、本学では社会人学生が修学しやすい環境を整備している。また、本学教員による研究活動は学術の発展動向と密接に関連しており、それを授業科目において取り上げることで学生に研究成果の還元がなされている。

観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。**【観点に係る状況】**

本学研究科の修了要件は、大学院設置基準を満たす32単位としている。また、過剰な履修登録による学習の質低下を防ぐため、1年間の履修登録の上限を24単位（集中講義及び特別研究は含まない）とする、いわゆるキャップ制を導入している。また、GPA制度を採用しており、学生が自らの学習活動を自己評価できる客観的な成績評価を数値として示している。授業はシラバス通りに展開されており、学生の出席不足による履修認定不可は生じておらず、また教員の休講は報告されていない。学生アンケート、授業評価においても、学生による授業内容への満足度は高い。

看護学研究科においては、科目履修方法について大学院説明会及び入学予定者への入学前説明会においてシラバスを用いた具体的な説明を行っている。シラバスには、事前・事後学習における課題を示すとともに、この事前・事後学習を前提に授業が展開されることを明示している。事前学習として学生は学科目に関する主要文献を精読し、要約を行って発表したり、自己の研究テーマに関連する国内外の最新文献を精読し批評したりしている。このような学生の事前学習に基づく授業展開は、文献の読解力、批判的思考力、探求力、表現力等を育成することに繋がっている。

診療放射線学研究科においては、入学時のオリエンテーションの他、個々の学生に対して、各指導教員がシラバスを用いて具体的に履修科目の選択について指導し、予習、復習に要する時間配分を計画することで単位の実質化を保証している。学生は自分の机及びパソコン等を備えた大学院生室において、いつでも自習を行える環境にある。また、2/3以上の学生が社会人であることから、臨機応変に集中講義を実施し、メールでの指導で補足するなどして、指導を充実させている。

【分析結果とその根拠理由】

組織的に単位の実質化を担保する取組がなされている。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。**【観点に係る状況】**

看護学研究科では、科目ごとの履修者数は1名から7名の範囲であり、少人数授業を実施している。授業の目的に照らして、講義や演習に討議・討論型授業やプレゼンテーションを多く組み込んでいる。また、コンピュータを用いた統計解析演習も展開しており、教育内容に応じて様々な授業形態を組み合わせ実施している。科目履修生に開講している共通科目において、履修生が単独であったためグループ演習の成立が困難となり、結果として科目履修生が履修を取り下げ、次年度の履修に延期する状況が生じた。

診療放射線学研究科では、開講する授業科目の形態はすべて演習科目であり、少人数授業、対話・討論型授業が展開されている。授業時間外には電子メールを利用して指導を行うなど、最大限の教育効果を得るために各教員は工夫して指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容、学習の進度に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。ただし、今後、グループ演習のある科目については、履修者が少ない場合、予測した教育効果が上がらない事態が考えられるため、複数の履修者の確保に努める必要がある。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

シラバスは両研究科でも教育課程編成の趣旨に沿って統一した形式で作成されている。内容は「科目区分」、「授業科目名」、「科目番号」、「クラス番号」、「授業形式」、「必修選択区分」、「開講時期」、「単位数」、「科目責任者名」、「担当教員名」、「授業の概要」、「学科目的」、「学科目標」、「授業内容」、「授業方法」、「評価方法」、「教科書」、「参考書・参考文献」、「聴講生受講の可否」、「科目等履修生受講の可否」などの項目であり、授業内容が具体的に明示されている (http://www.gchs.ac.jp/study/education/curriculum_syllabus)。

活用状況については、22 年度に修了予定であった 4 名の学生から集団ヒアリングにより聴取したところ概ねシラバスどおりの授業展開であるとの回答が得られている。学生は、シラバスから授業目的・内容を把握し、履修計画を立てており、自主学習を進めていた。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院研究科では、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

本学研究科は、勉学意欲のある医療従事者（社会人）が在職したまま就学できるように、大学院設置基準第14条の規定を受けた大学院学則において夜間等にも授業を開講できるようにし、入学時の時点で学生の希望を取り入れ、夜間開講や夏季及び春季集中講義を組み入れるなど個々の学生に合わせて時間割の調整を行っている（資料 5-5-③-1）。また、履修に無理が生じないよう、長期履修制度も採用している（資料 5-5-③-2）。ただし、学部教育と大学院教育の両方を担当する一部教員に時間的制約と過度な負担が生じているため、この軽減を図る必要があり、今後、各教員の授業担当時間を調査し、偏りを少なくするよう担当科目・担当時間の調整が求められる。

さらに学生に対して個別に履修及び研究指導を行うことで、学生が計画的に行動できるようにしている。各教員は、オフィスアワーを設け、夕方から夜間にかけて質問や相談に対応できるようにしている。時間外や週末の大学院生室の使用は、守衛室の管理の下に、学生自身が自習室の施錠に責任を持った上で、自己学習に使用している。教員は、学習課題を学生に提示し、教室での学習をさらに確実にするように工夫している。

(教育方法の特例)

第32条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

【出典 規程集（別添資料A）大学院編P. 7】

資料5-5-③-2 長期履修制度（「大学院学則」より抜粋）

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学長は、学生が職業に就いている等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第13条 在学期間は、4年を超えることができない。

2 第22条第1項の規定により入学を許可された者にあつては、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

【出典 規程集（別添資料A）大学院編P. 3～4】

【分析結果とその根拠理由】

生涯教育への関心の高まりに応じて、社会人など時間的制約のある学生に対する配慮がなされた時間割となっている。

観点5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

大学院学則教育研究上の目的（観点1-1-②を参照）に基づいて教育課程を編成し、研究指導を行っている。

看護学研究科では、主専攻とする領域の研究を遂行するために必要な基礎能力の獲得を目的とした学科目と、研究過程または教育過程に不可欠な倫理的態度を育成する学科目、質の高い専門職教育を展開するための基礎能力を育成する学科目等を履修することとしている。学生は、これらの学習を基盤に「特別研究」を通して学習成果を統合していく。「特別研究」は、主専攻領域で行い、学生個々の履修期間に合わせて計画的に履修する。研究指導教員は、学生と相談のうえ研究指導補助教員を指名し、本人の了解を得て研究科委員会に報告し、承認を得ている。研究指導教員は研究指導補助教員と十分に連携をとり、学生の研究遂行を支援する。また、主専攻領

域の研究指導教員が指導を行うが、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言を得ることができる。2年間の修業年限の学生は、1年次中に研究計画審査及び倫理審査に合格し、2年次末に論文審査できるよう研究指導を行う。

診療放射線学研究科では、教育目標の達成に向け学生の質を確保するために、教育・研究の指導プロセスに従い体系的な教育を行っている。研究指導教員は、診療放射線学特別研究における研究指導及び履修科目の選択に関する指導を中心に行い、研究指導補助教員は、研究指導教員と連携して研究遂行や論文作成への助言及び履修指導を行っている。入学時に提出された学生の研究課題の要望を基に、研究科委員会において研究指導教員及び研究指導補助教員を決定する。学生は、研究指導教員の指導に基づき先行研究、関連文献等を調査し、学生自身の立案及び研究指導教員、研究指導補助教員からの助言により、1年次前期 Semester 終了までに研究課題を設定する。研究課題設定後は、引き続き先行研究などの調査を実施し、1年次後期 Semester 終了までに研究計画を立案する。研究計画立案後、研究指導委員会及び本学倫理委員会において論理性及び倫理性の両面について審査し、研究科委員会の承認を経て1年次終了までに研究を開始する。研究の進捗状況は、毎年9月及び2月に研究指導委員会へ報告書を提出するとともに、中間報告会を開催し、学内に公表することで確認する。

以上のように、研究指導教員及び研究指導補助教員を中心とする集団指導体制の下に研究を遂行し、半年ごとの中間報告を経て修士論文を完成させる。

【分析結果とその根拠理由】

両研究科とも研究指導体制を整備し、教育課程の趣旨に沿った充実した研究指導を、学生個々に合わせて計画的に行っている。

観点5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

看護学研究科では、研究指導は主専攻領域の研究指導教員と研究指導補助教員の複数指導体制をとっている。研究指導教員は、ゼミ形式により「特別研究」を展開し、学生が計画した履修期間に合わせ修了できるように修士論文作成過程に必要な指導を行っている。また、研究指導補助教員と十分に連携をとり、学科目の履修及び研究の遂行を支援している。さらに、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるように配慮している。教務委員会は、学生に向け「修士論文作成の手引き（別添資料H）」、教員に向け「修士論文作成指導・審査の手引き（別添資料I）」をそれぞれ作成している。これにより、「特別研究」による研究の遂行と論文に関わる審査等の流れを共通認識できるようにしている。

診療放射線学研究科では、各学生に1名の研究指導教員及び1名以上の研究指導補助教員がチームを組んで指導に当たっている。研究指導補助教員は、概ね複数名が配置されていることから、各学生は2～4名程度の教員の指導を直接受けながら研究を進めることになる。学生への履修指導及び研究指導については、研究指導教員及び研究指導補助教員を構成員とし、研究科長を委員長とする研究指導委員会の総意に基づいて実施される。修士論文研究を実施する者は、研究課題の設定に際し、研究指導委員会の承認を受けなければならない。したがって、修士の学位とかけ離れた研究課題設定は未然に防止することができる。学生は、研究指導委員会が主催する半年ごとに開催される中間報告会において、指導教員以外の教員からも意見を聴取し、指導を受ける機会が設けられており、研究を遂行する上で役立っている。

【分析結果とその根拠理由】

研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われている。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学院の修了認定基準は、大学院学則に、成績評価基準については、関係規程に定めている（資料 5-7-①-1）。大学院学則、大学院履修規程、修士論文審査規程、学位規程は、学生便覧に掲載して全学生に配付し、入学時のオリエンテーションにおいて説明している。

成績評価及び単位認定は、大学院履修規程に基づき、各セメスター終了時に当該科目の担当教員による評価について教務委員会が内容を確認し、研究科委員会の合意を経て実施している。

資料 5-7-①-1 修了認定基準及び成績評価基準（関係規程より抜粋）

○大学院学則

（評価基準等の明示）

第 27 条 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画を明示するものとする。

2 学修の成果、修士論文の評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、その基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（単位の授与及び学修の評価）

第 28 条 授業科目を履修した学生に対し、試験の上、合格した者に所定の単位を与えるものとする。

2 学修の評価は、A、B、C、D 及び F の評語で表し、A、B、C 及び D を合格とする。

3 学修の評価に関する事項は、別に定める。

【出典 規程集（別添資料 A）大学院編 P. 6）】

○大学院履修方法及び学修の評価に関する規程

（学修の評価）

第 3 条 学修の評価は、A、B、C、D 及び F の評語で表し、A、B、C 及び D を合格とする。

（修了に必要な単位数）

第 7 条 学生は、別表 2 に規定する数以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の学修の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに試験及び平素の成績を総合して次の基準により行う。

評価	評価の基準（100 点満点）	判定
A	90 点以上 100 点まで	合格
B	80 点以上 90 点未満	
C	70 点以上 80 点未満	
D	60 点以上 70 点未満	
F	60 点未満	不合格

【出典 規程集（別添資料 A）大学院編 P. 21～22）】

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されている。また、成績評価、単位認定は適切に実施される体制が整えられている。

観点 5－7－②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学研究科では、修士論文審査に先立ち、修士論文研究計画審査を行うことが修士論文審査規程に定められている。修士論文研究計画審査及び修士論文審査は、研究科委員会での承認を受けた研究科教授 2 名と当該学生の研究指導教員が審査委員会を開催し実施する。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者 1 名あるいは専門の異なる研究者 1 名を追加出来ることとしている。

修士論文研究計画審査は、「修士論文審査規程」、「修士論文審査内規（修士論文の審査基準を含む）」、及び研究科委員会承認された「修士論文作成指導・審査の手引き」にしたがって個別に行われる。審査結果は、「修士論文研究計画審査報告書」に基づき研究科委員会において可否を決定している。

修士論文審査は、提出された修士論文の個別審査に加え、公開論文発表会（最終試験）を行うこととしている。公開論文発表会後、研究科委員会を開催し最終審査を行い、研究科委員会全員の承認を合格の条件としている。

学位論文の審査基準は明確に策定されており、新規性、有用性、信頼性の 3 条件について審査を行う。信頼性は修士論文において必須の要件となるが、新規性と有用性はいずれかを満たせば良いものとしている。また、ヒト、動物を対象とした研究の場合、倫理的配慮に関する記載を必要としている。これらの審査基準は学生便覧に記載し、周知を図っている。

修士論文の審査を希望する学生は、研究科委員会が指定した期日までに、修士論文の概要を含む修士論文審査願を研究科長に提出する。研究科委員会は、提出された修士論文審査願について審議を行い受理の可否を決定する。また、このとき研究科委員会は、研究審査委員会を設置して以後の審査に充てる。研究審査委員会は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導を行う研究指導教員 1 名及び研究指導を行わない教員 2 名以上を含む複数の教員で構成される。研究審査委員会の委員長は、研究指導教員以外の教員がこれに当たる。研究審査委員会には、必要に応じて外部の有識者を加えることを可能とする。審査を受けようとする学生は、修士論文審査願が受理された後、研究科委員会が指定した期日までに修士論文を提出する。研究審査委員会は、提出された修士論文について審議を行い、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会の審議結果を受け、修士論文審査の実施の可否を決定する。

修士論文審査の実施が認可された場合、研究科委員会は、修士論文研究公聴会を開催し、研究成果を学内に公表する。修士論文研究公聴会の開催後、研究審査委員会は口頭試問を形式とする最終試験を実施する。最終試験実施後、研究審査委員会は、修士論文審査判定会議を開催し、提出された修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行う。研究審査委員会の審議においては、審査の透明性を考慮し、研究審査委員会の委員長を含む委員全員が個別に評価を行い、合格判定については全会一致を原則とする。研究審査委員会の委員長は、審議の過程で出された意見、各委員の評価結果、合格判定結果等をまとめ、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会による審査結果を受け、学位授与の可否について審議し決定する。

以上の手続は、すべて学生便覧に記載しており、学生に周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準は策定されており、基準及び手続きは詳細に学生便覧に記載され、学生への周知が図られている。学位論文審査体制は適切に整備されている。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績、単位及び修了の認定については、学則及び規程に基準を明確に示し、学生には学生便覧、シラバスに明記し周知している。成績評価に係る審議についても正当性、透明性を図るため、研究科教務委員会、研究科委員会で厳格な審議が行われている。また、成績評価に関する組織だった対応として、成績評価に関する異議申し立て期間を設け、この制度の目的、方法について学生便覧に明記している（ただし、現在までに研究科において異議申し立てはなされていない）。

【分析結果とその根拠理由】

評価基準の公開及び審議の正確性、学生からの成績異議申し立て制度の導入など、成績評価の正当性を担保するための措置が整備されている。

<専門職学位課程>

該当なし。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学の教育課程は「大学の目的」に示す、「建学の基本理念」、「教育理念と目的」、「卒業生の特性」から、学部独自性を堅持しつつ両学部が接点をもつ、本学独自の手法で編成されている。したがって、大学の目的が直接的に教育課程を通して学生に伝達されている。また、教育研究活動を行うにあたっての基本的方針や、養成しようとする人材像等が、教育を通して教員と学生が相互に確認しあうことが可能となっている。
- ・ カリキュラム・アドバイザー制度及びGPA 制度の活用により学生個々の履修と成績の状況を把握し、これをもとに学習方法の助言を行っている。
- ・ 成績評価に対する学生からの異議申し立て制度が機能し、教員と学生間の教育上の信頼関係の向上に役立っている。
- ・ 大学院においては、社会人学生に考慮して柔軟な授業展開を実現している。

【改善を要する点】

- ・ 大学院では、社会人学生に配慮して夜間等に授業展開している科目を設けている。しかし、学部教育と大学院

教育の両方を担当する一部教員にかなりの時間制約と負担が生じており、軽減を図る必要がある。そのために、各教員の授業担当時間を調査し、偏りを少なくするよう担当科目・担当時間の調整が必要である。

（３）基準５の自己評価の概要

学部教育課程は、学部の枠を超えた学際性・総合性を考慮した編成であり、なおかつ専門科目においては学部ごとの教育目的に掲げられた人材の育成に直結する内容が包含される。保健医療専門職の養成という教育目的から、講義、演習、実験・実習を有機的・体系的に配置し、両学部とも少人数教育を徹底して学生の理解度に応じた教育を行っている。また、学生は興味に応じて他学部の授業も履修でき、入学前の他大学等での既修得単位及び留学した学生が留学先で修得した単位を本学開設科目として認定可能としている。授業は教員の研究領域と密接に関連して展開され、研究成果を授業に還元したものとなっている。学生はカリキュラム・アドバイザー（以下「CA」という。）の指導の下で、履修計画を作成する。CAはGPA制度により学生の成績や単位修得状況を把握し、修学上の支援を行っている。シラバスには、統一形式で授業概要や評価方法などの情報が明記され、学生は各授業科目の準備学習を進めることができる。自主学習を行う上での時間的配慮は、時間割編成を含め、授業計画段階において充分に行われており、自主学習の場としても図書館や学生ラウンジなどが開放されて、有効に活用されている。成績評価基準及び卒業認定基準は、学則に基づき策定され、学生便覧等を通じて学生に周知している。成績評価等の正確さの担保には入力ミスのチェック体制をとり、成績評価に対する学生からの異議申し立て制度も有効に機能している。

大学院修士課程は高度医療専門職者の養成を目的に、看護学研究科では実践看護学領域と看護教育学領域、診療放射線学研究科では放射線画像検査学分野と放射線利用学分野が編成されている。教員は自身の研究分野を授業に還元した授業展開を行っている。履修に関してはキャップ制とGPA制度によって単位の実質化を図り、社会人等の時間に制約のある学生に対しても夜間の授業開講や集中講義を導入して配慮し、きめ細かな指導を行っている。シラバスは統一した形式で作成され、学生の自主学習に役立っている。研究論文の指導については組織的な支援体制が確立されている。成績評価や学位論文に係る評価、修了認定についても公正に行われ、評価基準は学生に周知されている。成績評価の正確さについても成績入力のチェック体制をしき、学生による成績評価への異議申し立て制度も設けられている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6－1－①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

教育の成果については、毎年の国家試験の合格状況、就職・進路状況から検証・評価している（国家試験合格状況については観点 6－1－②、就職・進路状況については観点 6－1－④を参照）。

また、両学部とも、病院・施設等での実習を教育課程に含むことから、学内での教育成果がこの実習で活かされ、応用されているかを、実習先指導者からの聞き取り調査及び質問紙調査を通して検証している。

研究科学生については修士論文の審査結果から検証・評価している。平成 22 年度は、看護学研究科においては 4 名、診療放射線学研究科においては 3 名の学生が修士論文審査基準に基づく個別審査によって基準の得点を満たしていることが確認され、さらに公開論文発表会における最終試験を受け、修士論文に値することが認められた。

【分析結果とその根拠理由】

学部学生の教育の成果・目的の達成状況等を検証・評価するための取組として、国家試験合格状況や就職・進路状況を分析している。研究科学生については修士論文の審査結果により分析しており、達成状況の検証・評価を適切に行う体制が整備されている。

観点 6－1－②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学は半期ごとのセメスター制を採用し、セメスター終了時に授業科目の成績評価及び単位認定を行っている。各年度とも平均して入学者の 94% 程度の学生が卒業要件を満たす単位を修得し、規定年数で学士の学位を取得し、卒業している（資料 6－1－②－1）。資格取得に関しては、各年度ともほぼ 100% の学部学生が国家試験を受験し、1 回を除き、全国平均を上回る高い合格率を達成している（資料 6－1－②－2）。

大学院修士課程については平成 22 年度に初めての修了生を輩出した。修了した 7 名は、計画した修業年限内で修了できており、それぞれ医療機関もしくは教育機関に就職もしくは復帰、あるいは博士後期課程への進学を果たした。

資料6－1－②－1 規定年数で卒業した卒業生の状況

(単位：人)			
	20 年度 (17 年度入学生)	21 年度 (18 年度入学生)	22 年度 (19 年度入学生)
看護学部	75 (93.8%)	76 (92.7%)	76 (92.7%)
診療放射線学部	34 (97.1%)	34 (91.9%)	36 (100.0%)
計	109 (94.8%)	110 (92.4%)	112 (95.0%)

※ () 内は入学者のうち、規定年数で卒業した者の割合

※平成 19 年度入学者数 看護学部：82 名、診療放射線学部：36 名
 平成 18 年度入学者数 看護学部：82 名、診療放射線学部：37 名
 平成 17 年度入学者数 看護学部：80 名、診療放射線学部：35 名

資料6－1－②－2 国家試験合格率の推移 (単位：人、%)

<平成 22 年度 第3期卒業生>						
試験種別	卒業生	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	合格率 全国平均
看護師国家試験	78	78	77	1	98.7%	96.6%
保健師国家試験	78	78	69	9	88.5%	89.7%
診療放射線技師国家試験	35	35	34	1	97.1%	83.0%

<平成 21 年度 第2期卒業生>						
試験種別	卒業生	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	合格率 全国平均
看護師国家試験	76	76	73	3	96.1	89.5%
保健師国家試験	76	76	68	8	89.5	86.6%
診療放射線技師国家試験	34	35	35	0	100.0	80.0

<平成 20 年度 第1期卒業生>						
試験種別	卒業生	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	合格率 全国平均
看護師国家試験	76	76	73	3	93.1	89.5%
保健師国家試験	76	77	69	8	89.6	86.5%
診療放射線技師国家試験	34	35	35	0	100.0	80.0%

※前年度に国家試験不合格であった卒業生が次年度に受験するケースがあるため、卒業生数より受験者数が多い場合がある

【分析結果とその根拠理由】

学部学生の卒業状況や資格取得状況、研究科生の修了状況から、教育の成果は十分に上がっている。

観点6－1－③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成22年度から合同FD委員会主催で実施しており、項目に対して5点満点で学生による授業評価を行っている。教養科目、専門基礎科目、専門科目のいずれにおいても、また講義、演習、実習、実験のいずれの授業形態においても、4点以上の得点を得ている（別添資料J）。

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価においても本学の授業は高い評価を得ており、教育の成果や効果は十分に上がっている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

就職・進学実績は「資料6-1-④-1」のとおりであり、就職・進学希望者のほぼ全員が就職・進学している。

資料6-1-④-1 学部卒業生の進路状況（単位：人、％）

【学部生】								
＜平成22年度 第3期卒業生＞								
学部	人数	進路希望			進路状況			就職率 b/a
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	
看護学部	78	76	2	0	76	2	0	100.0%
診療放射線学部	35	33	2	0	33	2	0	100.0%
計	113	109	4	0	109	4	0	100.0%
＜平成21年度 第2期卒業生＞								
学部	人数	進路希望			進路状況			就職率 b/a
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	
看護学部	76	69	6	1	68	6	2	98.6%
診療放射線学部	34	32	2	0	32	2	0	100.0%
計	110	102	8	0	100	8	2	98.0%
＜平成20年度 第1期卒業生＞								
学部	人数	進路希望			進路状況			就職率 b/a
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	
看護学部	76	70	6	0	68	6	2	97.1%
診療放射線学部	34	32	2	0	32	2	0	100.0%
計	110	102	8	0	100	8	2	98.0%

【研究科生】

<平成 22 年度 第 1 期修了生>

学部	人数	進路希望			進路状況			就職率
		就職希望(a)	進学希望	その他	就職(b)	進学	未定	b/a
看護学研究科	4	4	0	0	4	0	0	100.0%
診療放射線学研究科	3	3	0	0	3	0	0	100.0%
計	7	7	0	0	7	0	0	100.0%

※研究科に社会人学生として在籍していたものについては、在職のまま修学し、そのまま職場に復帰したものも含む

【分析結果とその根拠理由】

就職・進学の状況から判断して教育の成果や効果が十分に上がっている。

観点 6－1－⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

卒業生や就職先などの関係者からの意見聴取の状況は 「資料 6－1－⑤－1」のとおりである。調査の結果、看護学部の卒業生は、6つの卒業生の特性に照らし、3つの特性「看護専門職者としての自覚と倫理観の保持」「様々な地域に生活する人々の健康維持・増進への使命感」「保健医療チームの一員としての責務遂行」が平均値を上回っていることを確認した。卒業生の上司等による結果も卒業生と同様の傾向を示していることを確認した。質問事項については、「資料 6－1－⑤－2」に示す。

資料6-1-⑤-1：卒業生や就職先等関係者からの意見聴取の状況

学部名	卒業生や就職先等関係者からの意見聴取
看護学部	<卒業生> 対象者：平成20年度卒業生及び21年度卒業生計152名のうち、群馬県内に就職した84名。対象者の職業は看護師（78名）、保健師（6名）であった。看護師の勤務先は、県内の15医療施設（県立病院、群馬大学医学部附属病院、前橋赤十字病院、伊勢崎市民病院 等）であり、保健師の勤務先は、市役所であった。 方法：「卒業生の特性」6項目（「Ⅱ目的 3卒業生の特性」参照）に沿った30質問項目（資料6-1-⑤-2）を用い5段階リカート型尺度による調査を行った。調査期間は、平成23年2月13日から3月13日であった。 結果：返答のあった卒業生は41名であり、回収率は48.8%であった。 <卒業生の上司> 対象者：平成20年度卒業生及び21年度卒業生計152名のうち、群馬県内に就職した84名の卒業生が所属する単位の上司や先輩、プリセプター等であった。対象者の勤務先は、上記の卒業生と同じである。 方法：「卒業生の特性」6項目（「Ⅱ目的 3卒業生の特性」参照）に沿った30質問項目（資料6-1-⑤-2）を用い5段階リカート型尺度による調査を行った。調査期間は、平成23年2月13日から3月13日であった。 結果：返答のあった卒業生の職場の上司等は67名であり、回収率は79.8%であった。
診療放射線学部	<卒業生> 対象者：平成20年度に引き続き、平成21年度卒業生全34名中33名（1名は宛先不明返送）。対象者の職業等は診療放射線技師（31名）、大学院生（2名）であった。 方法：「本学で受けた教育の全体的満足度」、「診療放射線技師の仕事を行うにあたって、本学の教育がどの程度役立っているか」についての11質問項目（資料6-1-⑤-2）、「診療放射線技師の仕事を行っている中でどのような行動をとっているか」についての10項目（資料6-1-⑤-2）を用い5段階リカート型尺度による調査、さらに自由記述による意見聴取を行った。調査期間は、平成23年1月20日から2月25日であった。 結果：返答のあった卒業生は17名であり、回収率は51.4%であった。 <卒業生の上司> 対象者：平成20年度に引き続き、平成21年度卒業生全34名の卒業生が所属する単位の上司であった。 方法：「卒業生についての評価」11質問項目（資料6-1-⑤-2）を用い5段階リカート型尺度による調査、さらに自由記述による意見聴取を行った。調査期間は、平成23年1月20日から2月25日であった。 結果：返答のあった卒業生の職場の上司等は28名であり、回収率は82.4%であった。

資料6-1-⑤-2：卒業生及び上司への質問項目

看護学部	I. 保健医療チームの一員としての責務遂行 1. 他職種の役割を理解した上で看護職者としての役割を果たす 2. 対象の健康問題の解決・回避に必要な情報をチームメンバーと共有する 3. 対象の健康問題の解決・回避に向けてチームメンバーと協働する 4. チームの一員としてよりよい看護を実践するために他者に支援を求める 5. 職場内外の保健医療システムの理解に努める II. 対象の尊厳の維持と科学的根拠に基づく基礎的な看護実践 6. 対象の意思や価値観、ライフスタイルなどを尊重して看護を実践する 7. 対象の健康状態を把握するために情報を多角的に収集し査定する 8. 原理・原則に基づいて対象に安全かつ安楽な看護を提供する 9. 看護学・医学等の専門的知識に基づいて看護を実践する 10. 正確な対象理解に基づき教育的な支援をおこなう III. 対象の発達および生活への関心と理解 11. 解剖学・生理学等の知識に基づいて対象の健康問題を査定する 12. 対象の過去や将来の生活・健康を見据えながら日々の看護を実践する 13. 対象の家族や重要他者を含めて看護を実践する 14. 対象の日々の暮らしぶりを理解上で看護を実践する 15. 家庭・労働・学習環境等、対象が生活する場を理解した上で看護を実践する IV. 様々な地域に生活する人々の健康維持・増進への使命感 16. 群馬県をはじめ国内外の社会情勢やその変化に関心を向ける 17. 日々の業務の中で自分に求められていることを確実にこなえるよう努める 18. 人々の健康に関わる職業に就いていることの責任を自覚し仕事をする 19. 職務を全うするために常に自己の健康状態に留意する 20. 職務を全うするために職場や生活環境の変化に柔軟に対応する V. 看護専門職者としての自覚と倫理観の保持 21. 守秘義務を遵守し、対象の個人情報の保護に努める 22. 対象となる人々に平等に看護を提供する 23. 自己の責任と能力を適切に認識し、実施した看護に責任をもつ 24. 社会の人々の信頼を得るように個人としての品行を常に高く維持する 25. 職能団体への加入等を通して看護の質を高めるための活動に参画する VI. 科学・学術・研究成果活用への価値づけ 26. 看護実践をよりよくするために創意工夫する 27. 研究成果を活用しながら日々の看護を実践する 28. 職業上の問題を解決するために看護学の知識や理論を活用する 29. 客観的に物事をとらえ筋道を立てて職業上の問題を解決する 30. 自己評価活動に基づいて学習を継続する
------	---

診療放射線学部	<卒業生> I. 診療放射線技師の仕事を行うにあたって、本学の教育がどの程度役立っているか 1. 知識と教養を身につける上で役立っている 2. 物事を批判的に思考する上で役立っている 3. 創造的態度をもつ上で役立っている 4. 主体的な学修態度を身につける上で役立っている 5. 人間を包括的に理解する上で役立っている 6. よりよい人間関係を形成する上で役立っている 7. 診療放射線技師として物事を論理的・科学的に思考する上で役立っている 8. 診療放射線技師として主体的に行動する上で役立っている 9. 医療チームの一員として、他職種と協力する上で役立っている 10. 診療放射線技師として法的・道徳的・倫理的視点で問題を捉える上で役立っている 11. 正確かつ安全に診療放射線技術を提供するのに役立っている II. 診療放射線技師の仕事を行っている中でどのような行動をとっているか 1. わからないことについて積極的に調べている 2. 図書館や専門誌を活用している 3. 既成概念にとらわれず自分の意見や考えを明確に表現するようにしている 4. 研修会、学会への自主的な参加をしている 5. 患者とは積極的にコミュニケーションをとっている 6. 職場内での人間関係を円滑にするよう積極的に働きかけている 7. 患者の人権やプライバシーが損なわれそうなときは何らかの行動を起こしている 8. 診療放射線学の専門性を高めるために大学院への進学を考えている 9. やりがいのある仕事だと感じている 10. 診療放射線技師の仕事を生涯続けていこうと思っている <卒業生の上司> I. 卒業生についての評価 1. 患者や同僚などとのコミュニケーション能力 2. チームの一員として仕事を遂行する能力 3. 患者の状況の的確な把握 4. 仕事への適応力 5. 専門的な知識や技術を習得しようとする努力 6. 問題解決能力 7. 礼儀やマナー 8. 自主性や自発性 9. 一人で仕事をする能力 10. 入職時の診療放射線技術の習得レベル 11. 他校新卒者と比較した総合的な能力
---------	--

【分析結果とその根拠理由】

卒業生及び就職先等の関係者からの意見聴取及び調査の結果から、本学の教育の成果や効果が上がっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・国家資格等の取得状況、就職・進学状況を鑑みると、教育の成果・効果は十分あがっていると判断できる。
- ・就職先の関係者からへの本学卒業生に対する評価からも、教育の成果・効果はあがっていると判断できる。
- ・学生による授業評価においても、いずれの授業科目においても高い満足度が得られている。

【改善を要する点】

- ・看護師、保健師、診療放射線技師の国家試験合格率をさらに高い水準で維持できるよう、今後組織として一層の努力が必要である。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学では、卒業生に期待する特性を学生便覧等にし、その獲得のための教育課程を提供している。この結果としての国家資格取得、就職・進学の状況から教育の効果が上がっていると判断できる。またFD活動として実施している学生による授業評価からは学生の授業に対する満足度が非常に高いことが言える。さらに、卒業生及び就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、本学の教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

新学期開始時、2 日間にわたり、新入生を含め全学部学生に対し教育課程の特色、授業科目の概要及び履修方法に関する履修ガイダンスを実施している。履修ガイダンスでは履修方法や履修手続き、選択科目や、選択必修科目における科目の選び方などを説明し、また学部別、学年別に教員紹介、カリキュラム・アドバイザー紹介等を行っている。

研究科新入生に対しては、受験予定者に対する大学院説明会や入学予定者への説明会を行っている。さらに、入学式当日に各研究科合同及び研究科ごとの教務ガイダンスを行った。

【分析結果とその根拠理由】

教務に関するガイダンスは適切に実施されている。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では履修計画の円滑化と効果的な学習活動を支援するために、カリキュラム・アドバイザー（以下「CA」という。）制度を導入している（資料 7-1-②-1）。これは、学生 10 名につき 1～2 名の講師以上の専任教員が担当し、学生と個別に面談してニーズの把握に努め、さらに学習相談、助言、支援を行うものとなっている。また、各学年に教務委員による学年カリキュラム・アドバイザーを配置し、教務委員会として学生のニーズや支援状況を把握できる体制にある。なお、GPA が 2.0 以下等の特別な支援が必要な学生に対しては、担当 CA、学年 CA、教務委員長が個別に対応し、深刻な事態になる前に当該学生に個別対応することになっている。

また専任教員については、オフィス・アワーを週 1 回、1 時間以上設定し、学習を含めた学生生活全般の相談等に応じられる態勢を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

CA 制度の導入により、学習支援に関する学生のニーズの把握と学習相談、助言、支援が適切に行われている。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

研究科では社会人学生を積極的に受け入れており（資料 7-1-④-1）、社会人大学院生が講義を受けやすいように昼夜開講制をとっている。また、夏季、春季集中講義や土曜日の開講、さらに長期履修制度等、社会人学生が職を辞さずに学修できる教育環境を整えている。研究科生は図書館閉館後もカードシステムで入館、利用を可能としており、学習環境を整備している。

資料 7-1-④-1 研究科の社会人学生の状況（単位：人、％）

平成 23 年 5 月 1 日現在					
	1 年生	2 年生	計	うち 社会人	社会人率
看護学研究科	8	12	20	18	90.0%
診療放射線学研究科	3	3	6	4	66.7%
計	11	15	26	22	84.6%

※看護学研究科の長期履修制度適用者は 2 年に算入している。

【分析結果とその根拠理由】

本学において想定される特別な支援を必要とする学生は社会人学生であるが、彼らへの学習支援やサポート体制は適切に行われている。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生の自立的・主体的な学習を促進するよう必要に応じて学習環境設備を整えている。具体的には、附属図書館の開館時間の延長等サービス拡大（観点 8-1-②を参照）及び学内ネットワークの整備に伴い学生が自由に使えるコンピュータがマルチメディア教室、学生ラウンジ等に計 114 台設置されている（観点 8-1-②を参照）。

また、試験期間中の学習場所の確保のため、放課後の時間帯に講義室や演習室を開放し、学生の積極的な使用を促している。

資料 7-2-①-2 図書館の利用時間（「図書館利用規程」より抜粋）

（開館時間）
第 3 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要により変更することがある。
（1）授業のある日（補講日及び定期試験日を含む） 9：00 から 22：00 まで
（2）授業のない日 9：00 から 17：00 まで
（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 群馬県民の日（10月28日）
- (4) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- (5) 図書館資料の点検・整理に要する日
- (6) その他、館長が特に必要と認めた日

【出典 規程集（別添資料A）P. 356】

資料7-2-①-2 学内施設の利用（「学内施設利用規程」より抜粋）

（施設）

第2条 この規程において、「施設」とは、次の各号に掲げるもの及びその附属設備をいう。

- (1) 校地（運動場、テニスコート等を含む。）
- (2) 校舎
- (3) 体育館
- (4) サークル棟

（使用時間）

第4条 施設を使用できる日は、12月29日から翌年1月3日を除いた日とする。

2 施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。ただし、学長が認めた場合は、その認めた時間とする。

区分	学内者	学外者
授業のある日	8：30～20：00	9：00～16：00
授業のない日	9：00～17：00	9：00～16：00

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除き、センターホール及び学生ラウンジについては8：30～22：30、キャリア形成情報室については8：30～20：00 とする。

3 前項の表中、学内者とは、本学の教職員または学生をいい、学外者とは、それ以外の者をいう。ただし、学内者と学外者が合同で使用する場合は、学内者の取扱いとする。

【出典 規程集（別添資料A）P. 350～351】

【分析結果とその根拠理由】

学生が自主的に学習する環境は適切に整備されている。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生自治会とサークル活動の支援については、全学組織である合同学生委員会及び事務局学生図書係が担当している。学生自治会行事としては、5月の球技大会と11月の学園祭があり、教員及び事務職員が救護や危機管理担当者として配置される。保健医療系大学である本学の特徴として、学生の自由時間が少なく、自治会活動は小規模に

ならざるを得ない。しかし、学生は、少ない自由時間を最大限活かして、多くのサークル活動を立ち上げ、また球技大会や学園祭を積極的に企画・実施している。毎年5月にサークル設立もしくは継続の申請を行い、メンバー、活動内容、活動場所、顧問教員の承認印等を明記して事務局経由で合同学生委員会に提出することになっている。学生によるサークル活動については、運動系サークルが14サークル、文化系サークルが17サークルの計31サークルが存在する。本学の学生サークルの特徴は、ボランティア活動を目的とするなど社会貢献を目的としたサークルがいくつか立ち上がっていることで、新聞紙面で紹介されたものもある。

グラウンドや体育館の使用場所や時間の調整及び施設設備や道具等の不備については事務局が対応している。合同学生委員会と学生自治会役員との情報交換会を年2回開催し、意見交換を行っており、施設整備や利用時間の延長、学食メニュー、学内連絡ネットワークなどの学生からの要望に対して、大学が対応して改善できる事項、学生側が検討する事項を相互に明らかにし、問題点を共有している。

【分析結果とその根拠理由】

学生の課外活動に対して、大学として組織的支援が行われている。

観点7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、合同学生委員会・学部学生委員会、学生支援システム運営部会（学部学生委員長・学年担任・グループ担任により構成）を設け、事務局とともに生活支援等に関する学生のニーズに組織的に対応できる態勢をとっている。学生の健康相談の窓口としては、学生健康相談室が設置されている。構成員は、事務局管理部長を室長とし、両学部学生委員長、嘱託保健師、精神保健相談員（非常勤）、学校医（非常勤）からなる。

キャリア教育に係る支援については、各学部学生委員会の下部組織としてキャリア形成支援室を置き、生涯にわたるキャリア形成の基盤獲得を念頭に、入学時から卒業時まで就職活動や資格取得等を支援している。

ハラスメント防止に関する対策としては、ハラスメントの防止に関する規程と指針をホームページに掲載するとともに、教職員及び学生にパンフレットの配付及び学内にポスター掲示を行って周知している。また、ハラスメント対策室を設け、メールでの相談も受けられるようになっている。

各々の利用状況については、「資料7-3-①-1」に示すとおりである。

資料7-3-①-1 学生支援に係る相談・助言体制の利用状況

○学生健康相談室

精神保健相談員による相談は、原則として毎月3回実施することとしており、平成22年度は年間で34回実施した。相談人数は延べ77名、相談件数は延べ79件で、このうち、本学学生は実数13名であった。精神保健相談員不在の間は、健康相談全般に関し、常駐する嘱託保健師（毎日6時間、週29時間）が応対しており、学生からの個別相談にきめ細かに応じている。

平成22年度の年間健康相談件数は62件であり、その内訳は、精神的な相談が17件、医療機関紹介が15件、身体的な相談が30件であった。

○キャリア形成支援室利用状況

例年1月に4年生の就職・進学内定状況を調査するとともに、キャリア形成支援室の教員が個別相談態勢をとっている。また、3年生を対象に国家試験合格及び進学・就職のための具体的な進路支援ガイダンスを2回実施している。2年生には対象に進学・就職のための準備に必要な情報収集方法とキャリア支援室の使用方法についてガイダンスを実施した。

国家試験を終了した卒業前の4年生に対して、社会人としての心得、新人医療専門職者としての心得、困ったときの対応等についてガイダンスを実施し、支援室で作成したキャリア形成ガイドを配布した。

○ハラスメント対策室利用状況

	アカデミック・ハラスメント対策室	セクシャル・ハラスメント対策室
22年度	1件	0件
21年度	0件	0件
20年度	1件	0件
19年度	0件	0件
18年度	0件	0件
17年度	0件	0件

※23年度よりアカデミック・ハラスメント対策室とセクシャル・ハラスメント対策室はハラスメント対策室に統合された

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談、助言体制が整備され、適切に行われている。

観点7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学には現在、留学生や障害をもつ学生が存在していないため、特段の取組は行っていない。なお、障害を持つ来学者に対しては、思いやり駐車場やスロープ、自動ドアの設置といった配慮を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援を要する学生に対する支援は行う状況にない。

観点7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、本学独自の奨学金制度は有しておらず、(独)日本学生支援機構の奨学金等の斡旋を行っている。(独)日本学生支援機構の奨学金については、「日本学生支援機構奨学生選考内規(規程集(別添資料A)P. 241)」を定めて運用している。

学費の減免については、「授業料の減免等に関する取扱基準」(規程集(別添資料A)P. 243)により、合同

学生委員会で授業料減免等の審査をしている。

実績については、「資料 7-3-③-1」に示すとおりである。

資料 7-3-③-1 学生の奨学金受給状況等

○日本学生支援機構奨学金受給状況

【学部】

	看護学部				診療放射線学部				計
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	
平成23年度	20	40	37	32	12	16	21	20	198
平成22年度	40	39	30	42	16	21	21	20	229
平成21年度	39	29	43	27	20	21	21	14	214

【大学院】

	看護学研究科		診療放射線学研究科		計
	1年	2年	1年	2年	
平成23年度	0	1	0	0	1
平成22年度	1	1	0	0	2
平成21年度	0		0		0

○その他の奨学金

病院が実施している奨学金などがあり、事務局あてに公募案内があるので学生に周知し、学生が申込を行う。

○授業料減免の状況

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
看護学部	0	0	0	0	0	—
診療放射線学部	0	0	1	1	0	—
看護学研究科	0	0	0	0	0	—
診療放射線学研究科	0	0	0	0	0	—
計	0	0	1	1	0	

【分析結果とその根拠理由】

学生の状況に応じて、学業を継続できるよう経済面の援助を適切に行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ガイダンスに関しては、教務関係だけでなく学生生活に関するものも全学年に対して行っている。
- ・全学的な学生相談体制として、学生健康相談室、キャリア形成支援室、ハラスメント対策室を運用し、それに加

えて学修支援のための CA 制度、生活支援のためのグループ担任制度を設けることで、学生のニーズの把握と相談・助言を適切に行う体制が整備されている。

【改善を要する点】

- ・これまで身体障害者等特別な支援を必要とする学生の入学希望がなかったため、これらの対策は十分でない。医療従事職に就かないが学修はしたいとの意志を持つ障害者学生の受入れ等、特別支援体制を整える必要がある。

（３）基準 7 の自己評価の概要

教務関係及び学生生活等に関するガイダンスは、全学的に周到な計画のもと実施され、さらにカリキュラム・アドバイザー制度とグループ担任制度により、個々の学生に対して支援や助言を行い、学生支援ニーズのくみ上げが適切に行われている。

自主的学習を支援するセンターホール、学生ラウンジを整備し、さらに演習室の開放により、学生が自主的に学習する環境が適切に整備されている。また自主的学習を支援する IT 環境については、マルチメディア室など学内 LAN に接続したコンピュータを設置し、授業以外でも学生が利用できる態勢にある。

課外活動については、多くの学生が少ない自由時間を最大限活かして、サークル活動を立ち上げており、また自治会による球技大会や学園祭を積極的に企画・実施している。

生活支援等に関する学生のニーズは担任を通して、学生支援システム運営部会、さらには学部学生委員会、合同学生委員会への組織的に把握される体制となっている。健康に関する相談・助言は学生健康相談室が行い、進路に関する相談・助言はキャリア形成支援室が担う。各種ハラスメントに対しては、ハラスメント対策室を設置して相談体制を整備している。

学生への経済面の援助として、各種奨学金の斡旋を行い、また学生の状況に応じて授業料減免を行っている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

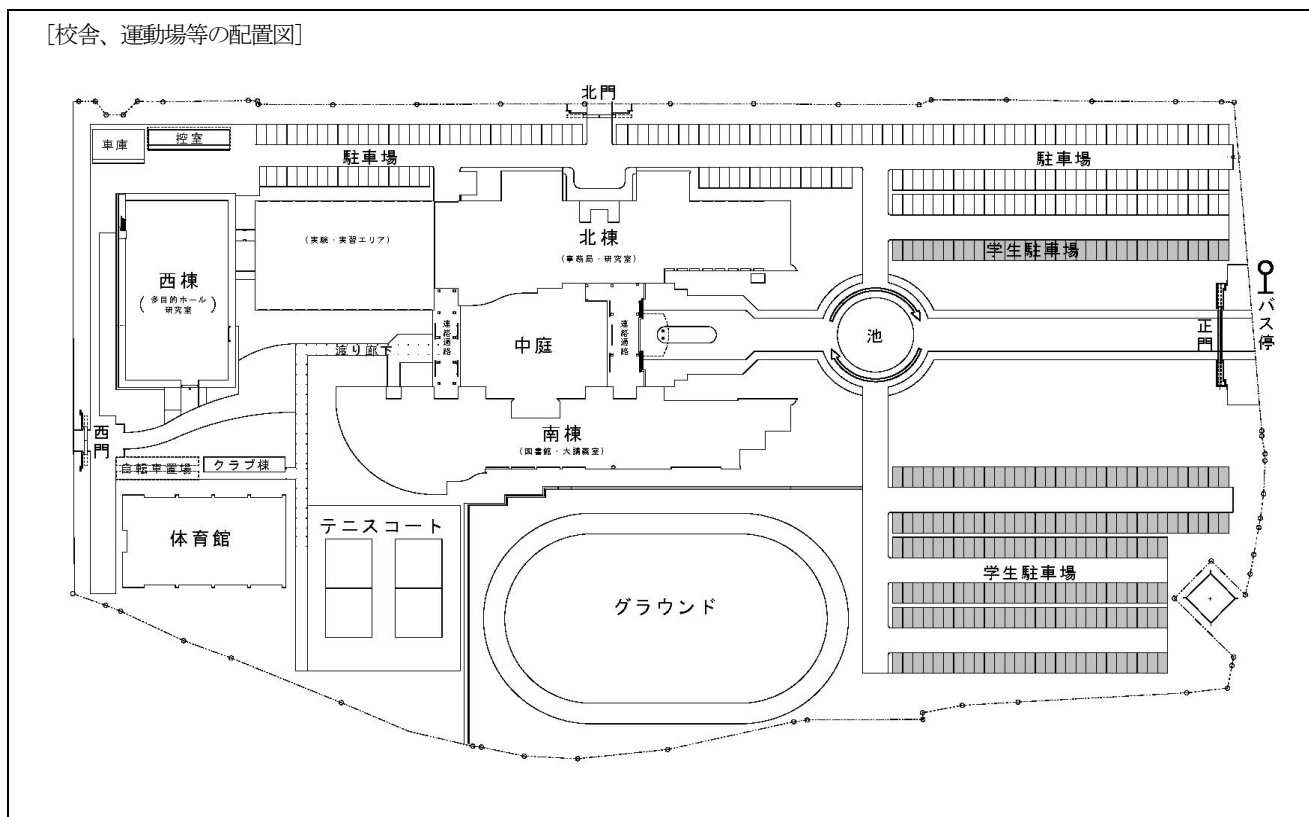
観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の校地面積及び校舎面積はそれぞれ、35,939 m²（大学設置基準第 37 条の規定は 4,600 m²）、12,310 m²（大学設置基準第 37 条の 2 の規定は 7,734 m²）である。敷地内に、建物（北棟、南棟、西棟）、体育館、車庫、運動場（200mトラック 1 面含む）、テニスコート 2 面があり、さらに約 400 台の駐車場と自転車置き場等がある（資料 8-1-①-1）。ただし、短期大学時代の施設を基本的には継承して使用しており（観点 10-2-③参照）、大学院開設に際しては既存の演習室に間仕切りを施して大学院生研究室を設置した。

バリアフリー対応については各所にスロープが設置され、北棟及び西棟にはエレベーターが設置されている。身体障害者用トイレは、南棟及び西棟には設置されているが、北棟には設置されていない。駐車場には身体障害者用駐車場を北棟及び西棟入り口に設けている。

資料 8-1-①-1 校地・校舎等



〔建物の状況〕			
区分	階数	用途	面積 (㎡)
北棟	1階	学長室、事務室、食堂（センターホール）、学生ラウンジ、放射線実験室（3）、講義室、基礎実験室、物理・放射線計測実験室、暗室、その他	7,300.39
	2階	大会議室、応接室、共同研究室、研究室（10）、看護実習室、講義室、演習室（9）、学部長室（2）、準備室、その他	
	3階	共同研究室、研究室（18）、マルチメディア教室、看護実習室、講義室（3）、演習室（2）、大学院生室、印刷室、演習室（2）、その他	
南棟		図書館、大講義室、演習室、大学院生室、その他	1,829.19
西棟	1階	学生ラウンジ、多目的ホール、放射線演習室（3）、超音波演習室、演習室（2）、その他	3,181.19
	2階	研究室（8）、講義室（2）、演習室（6）、その他	
	3階	研究室（27）、学生相談室、会議室、印刷室、その他	
体育館			803.14
その他		サークル棟、公用車庫、自転車置場 等	555.00

※（ ）内の数字は部屋数

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準で要求される校地・校舎面積は確保しているが、教室や研究室のやりくりで苦慮しており、手狭であることは否めない。十分ではないが、バリアフリー化への配慮がなされている。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

学生が自由に使えるコンピュータは、「資料 8-1-②-1」のとおりであり、コンピュータを設置している教室等の利用時間については「資料 8-1-②-2」のとおりである。

学内情報ネットワーク基盤については、平成 20 年度に 5 年間のリース契約で更新したネットワーク基盤を継続利用している。学内情報ネットワークではネットワーク接続設定の自動設定機能（DHCP）により利便性を向上するとともに、論理ネットワーク構成によるアクセス制御機能（VLAN）、利用者認証機能付きウェブアクセス中継機能（認証プロキシ）等により安全性を確保している。また、西棟学生ラウンジ、北棟センターホール及び図書館の 3 箇所には無線 LAN 基地局が設置され、学生が個人所有するコンピュータ等の情報通信端末を接続できる環境を提供している。

学外へのインターネット接続は、国立情報学研究所の運営する学術情報ネットワーク（SINET）を介して接続している。SINET への接続については、広域インターネット回線（通信帯域：約 100Mbps）を経由し、群馬大学内に設置された SINET のノードに接続している。

学内の情報サービスについては、全ての学生および教職員にアカウント及びパスワードを発行しており、ログイン認証により学内ネットの利用が可能であるとともに、メールアドレスも発行しており、学内及び学外からの電子メールの送受信が可能である。また、学内および学外向けにそれぞれ個別のホームページを公開しており、学内に限定した情報発信や広く一般に向けた情報発信を行っている。

平成 21 年度末には、サーバコンピュータ機器を更新し、本学情報サービスの維持および機能強化に務めた。新サーバコンピュータは複数のサーバコンピュータ機能を集約したブレードサーバ構成とし省スペース・省電力を実現した。新サーバコンピュータにより提供される情報サービスについては、電子メールサービスについては最新のサーバソフトウェアにより迷惑メール等のサイバー攻撃に対する耐性を強化するとともに、電子メール配信サーバと密接に連携する新たなウェブメールサービスにより、電子メールサービスの利便性を向上した。また、文書共有等の情報共有機能を提供するポータルサービスを新たに開始した。これらの各種情報サービスは新たなユーザ管理・認証サーバ機能の元で厳密に利用者認証を行うことで、学生および教職員に対し安全な情報共有環境を提供することができる。

学外向けのホームページについては、コンテンツ管理システムを導入することにより、掲載内容の編集機能を強化した。また、ホームページの公開を学内に設置したサーバコンピュータ機器から外部ホスティングサービスに移行し、サーバコンピュータ機器の管理負担の低減を図った。

また、昨今の情報セキュリティリスク、コンピュータウィルス被害の拡大を受け、新たに統合セキュリティサービスシステムを平成 21 年度末に導入した。本システムでは学内情報ネットワークに接続された多くのコンピュータ端末にセキュリティ対策ソフトを提供するとともに、学内情報ネットワークを介してそれらを統合的に管理することで、学内のコンピュータ端末に対して一定レベル以上のセキュリティ対策機能を安定的に実現するものである。

各施設・設備の利用方法の周知は、入学時のオリエンテーションで説明しているほか、学内ポータルに「桃の木キャンパスネットについて」という項目を設置し、関係規程や施設利用方法、個人用ファイルサーバーや個人用ホームページ、ウェブメール等の利用方法、学生ラウンジに設置されている情報機器の利用方法等を掲載している。また、両学部 1 年生前期の必修科目となっている情報科学に関する演習科目においても、本学のコンピュータネットワーク利用方法及びコンピュータリテラシーについて周知徹底を図っている。

資料 8-1-②-1 学内における学生が自由に使える情報端末の整備状況（平成 23 年 5 月 1 日現在）

(単位：台)		利用時間は、観点 7-②-1 を参照。
設置場所	設置台数	
学生ラウンジ	10	
図書館	6	
マルチメディア教室	48	
マルチメディア教室 2	48	
キャリア形成支援室	2	
計	114	

資料 8-1-②-2 インストールソフト一覧

メーカー名	商品名
Rosseta Stone	英語（アメリカ）レベル 1, 2, 3, 4, 5 セット
マイクロソフト	Office Enterprise 2007
SPSS	PASW 17.0 Statistics Base CD for Windows
アップル	Boot Camp 用 Windows OS
アップル	Xserve 用 VMWare fusion
Sophos	Sophos Anti-Virus サーバーライセンス
Sophos	Sophos Anti-Virus クライアントライセンス

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の遂行に必要な I C T 環境は十分整備され、活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

施設・設備の運用に関する方針としては、「施設管理規程」が策定されている。この規程により、教職員及び学生は申請をすることで施設の使用をすることができるようになっている。この規程については学生便覧に明記され、大学ホームページにも掲載されている。

なお、学外者についても同規程により、申請をすることで施設の利用を認めており、大学ホームページにおいて周知を図っている。実際に、近隣住民がサークル活動のために体育館やテニスコートを使用しているなど、本学施設が活用されている（観点 7-2-①を参照）。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備の運用については規程により明確に方針が定められており、学内関係者に広く周知が図られている。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学附属図書館は、毎年教育研究に必要な図書、雑誌、電子ジャーナルの選定と購入をし、これらの図書資料が系統的に整理されている。学生や教職員からの図書購入希望は常時受け付け、教職員にはメール等での購入希望調査を実施し、さらに図書館員が収集した新刊情報等を含めたカタログによる選定も行い蔵書の整備に努めている。図書の受入数の推移については「資料 8-2-①-1」に示す。一方で、館内図書等の迅速な検索を可能とする OPAC 公開システム「JOPAC」を運用し、学内外からの蔵書検索の利便性も高めている。

また DVD などの視聴覚資料についても購入希望調査を実施し、資料の系統的な整備を進めている。平成 23 年 3

月現在で視聴覚資料は学術関係 1,098 点、教養関係 544 点を所蔵し、実習の事前学習等に利用されている。

なお、雑誌については、平成 23 年 3 月現在で和雑誌 120 誌、洋雑誌 46 誌を購入し、電子ジャーナルについては 1,469 誌が閲覧できる。

図書館利用の利便性向上や大学院生の最終講義後の図書館利用、さらに事務局閉庁後の窓口業務取り次ぎを図書館で対応するために、授業のある日の開館時間を午後 10 時までとしている。また、学生の試験期間中は開館延長もしくは臨時開館している。(観点 7-2-①も参照)

平成 22 年には書架 7 連の増設工事を実施し、和雑誌のバックナンバーの閲覧の機会向上を図るとともに、館内の情報検索端末を 6 台更新し、電子ジャーナルやオンラインデータベース等の電子情報の利用環境を整備した。

図書館利用状況は「資料 8-2-①-2」に示すとおりとなっている。貸出人数と貸出冊数は、順調に伸びており、地域に開かれた図書館として県内の医療従事者や医療福祉系の学生、一般県民等学外利用者も多い。また図書館の活用促進のため、新入生を対象としたオリエンテーションや電子ジャーナルの利用説明会、教員と大学院生を対象としたオンラインデータベース操作説明会などの積極的な活動行ってきた。この結果、電子ジャーナル利用件数とオンラインデータベース利用件数は着実に増加してきている(資料 8-2-①-4~5)。

資料 8-2-①-1 図書受入数の推移と蔵書数

(単位：冊)						
	4～18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合 計
和 書	46,052	1,755	1,746	2,068	2,285	53,906
洋 書	4,351	41	45	124	63	4,624
合 計	50,403	1,796	1,791	2,192	2,348	58,530

※合計欄が平成 23 年 3 月 31 日現在の蔵書数となる

資料 8-2-①-2 図書館利用状況の推移

(単位：人、冊)						※学外の利用者を含む
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	
入 館 者	66,068	55,282	64,756	63,446	64,430	
貸 出 人 数	7,945	7,053	7,608	8,162	8,736	
総貸出数	15,825	14,491	14,280	16,220	17,662	

資料 8-2-①-3 学外者図書館利用状況

(単位：人、冊)					
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
学外登録者	376	330	217	258	201
学外入館者	1,833	1,981	3,085	2,840	2,431
学外貸出人数	1,492	1,662	1,717	1,550	1,263
学外貸出冊数	3,451	3,734	3,702	3,529	2,926

資料 8-2-①-4 電子ジャーナル利用件数

(単位：件)					
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
メディカルオンライン	4,231	3,562	4,585	5,812	4,526
CINAHL with full text	1,948	1,303	644	4,878	5,028

※利用件数の多い電子ジャーナルについて、利用件数を示す

資料 8-2-①-5 検索データベース利用件数

(単位：件)					
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
医中誌 Web 版	53,101	50,769	71,533	103,242	121,133
CiNii (NII 論文情報ナビゲータ)	3,602	4,158	3,703	11,189	9,095

【分析結果とその根拠理由】

本大学附属図書館は教育研究上必要な資料系統的に収集・整理され、有効利用されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・施設面での地域に開かれた大学を目指した取り組みは、着実に地域住民や関係者に浸透してきており、年々図書館や大学施設の学外利用が増えている。
- ・L L 教室を全面的にリニューアルしてマルチメディア教室として利用することができるようになり、学生が最新の ICT 環境のもと学習できる環境整備ができた。
- ・施設や設備については、申請により利用学内者のもとより学外者でも利用することができるように関係規程が整備されている。
- ・学内外向けの本学ホームページに関しては、誰でも簡単に更新できる CMS 方式導入によって、より情報発信が容易になった。また、学内ポータルを運用することで、学内の情報共有が促進された。

【改善を要する点】

- ・高度医療画像検査機器（X線 CT、MRI 装置）、核医学装置、放射線治療装置等は、モバイル装置や実習病院設置機器で対応しているため学生が実際に扱う機会が少なく、学内導入を検討する必要がある。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学は大学設置基準で定められた基準を満たす校舎等の設備を有する。ただし、4 年制大学改組を機に建設した西棟以外は短期大学時代の建物を継承したものであり、手狭であることは否めない。バリアフリー対応について、西棟は完全対応済みであり、その他においても適宜自動ドア化改修などを進めている。

ICT 環境については、マルチメディア教室の整備によってだいぶ刷新された。情報ネットワークに関してもリース契約にて導入している。また、無線 LAN スポットの設定や学生が自由に使える情報端末を学生ラウンジ等に整備している。

学内施設については、申請をすることで誰でも利用可能であり、学生や教職員はもとより近隣住民などにも貸し出され、有効に活用されている。

附属図書館は、学生・教職員のほかに県内医療専門職者や一般県民のためにも開放されており、活用されている。蔵書整備に努めているほか、視聴覚資料や電子ジャーナルの充実にも努めている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育の状況や活動の実態を示す資料は、事務局の各委員会担当において、事務分掌に応じて保管しており、具体例を「資料 9-1-①-1」に示す。

書類は群馬県文書管理規程によって管理され、教職員は必要な時にデータ・資料等を閲覧することができるようになっている。

資料 9-1-①-1 事務局における資料収集及び蓄積状況

	収集・蓄積する資料の例
総務会計係	評議員・学部研究科合同会議・企画運営委員会・総務委員会に関するもの、教員選考委員会・再任審査委員会に関するもの、庶務に関するもの、歳入・歳出の予算・決算に関するもの、教員の個人研究費に関するもの、施設の維持管理に関するもの 等
教務係	看護学部教授会・看護学研究科委員会に関するもの、教務委員会・FD 委員会・入学試験委員会・倫理委員会・危険物取扱委員会・動物実験委員会・バイオセーフティ委員会に関するもの、各種証明書の発行に関するもの 等
学生図書係	診療放射線学部教授会・診療放射線学研究科委員会に関するもの、学術・情報委員会・国際交流委員会・学生委員会に関するもの、後援会に関するもの、学生のサークル活動に関するもの、就職・国家試験に関するもの、図書館の運営に関するもの、学生の健康管理に関するもの 等

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し蓄積している。

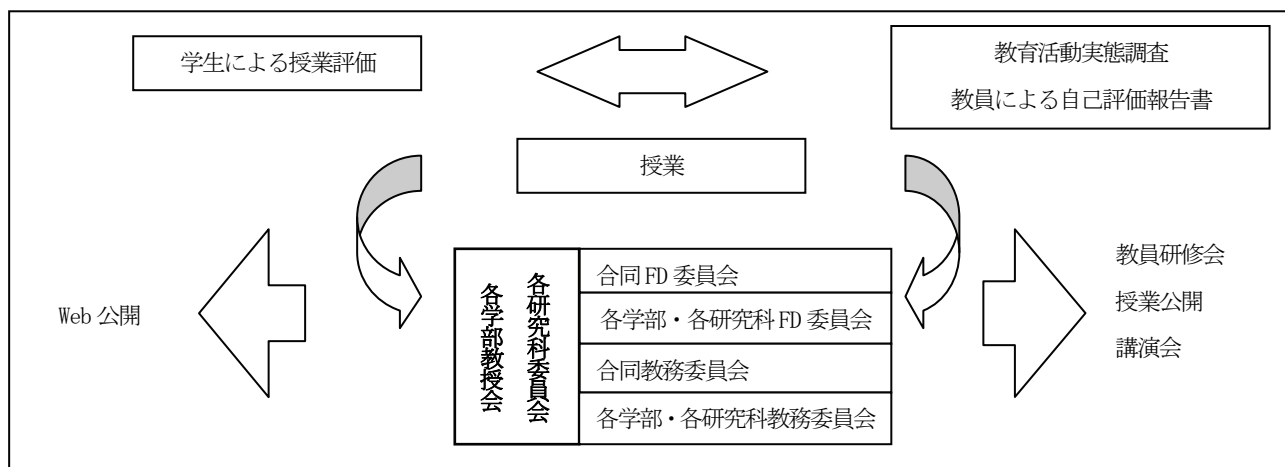
観点 9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学部、大学院とも平成 22 年度から学生による授業評価を行っている。現在、集計結果を授業改善に活かす取組を検討している。本学では教員の任期制をとっていることから再任用規程に基づき評価基準が定められている。評価基準の 1 項目である「教育活動」には授業評価や授業改善の状況が含まれ、教員は年度ごとに、自己の教育内容を評価し、教育の質の向上を目指している。

さらに、教員相互の教育活動の改善に資するため、学生の支障のない範囲において相互に授業を公開し、参観できる制度を設けている。

資料9-1-②-1 教育の質の向上、改善のスキーム



【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価や教員が自ら自己の教育内容を評価する制度が、教育の質の向上・改善に活かされている。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

平成20年度には一期生を卒業生として送り出した。観点6-1-⑤に述べたとおり、卒業生と就職先等の関係者に対して看護学部においては聞き取り調査とアンケート調査を、診療放射線学部においてはアンケート調査を実施し、いずれも率直な回答を得ることができた。現在、調査結果に基づき、カリキュラムの見直しを行うとともに、教育の質の向上・改善に活かす方法を検討中であるが、卒業生の就職した医療機関において特段に問題視される状況は生じていないため、当面は現行のカリキュラムに沿って教育を推進していくこととした。

実習に関して、実習施設の管理責任者及び実習担当責任者、実習指導者等との打合せ会議及び評価会議を定期的に開催し、学習成果の確認や意見交換を行い、相互に意見をフィードバックしている。その結果、日々の実習では、教員と指導者間の実習指導体制の連携が強化され、実習修了時には学生が理論をそのまま患者に適用することなく、患者の現状に即した実践を提供できるように変化している。

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて活かされている。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

FD委員会主催の学生による授業評価は前期・後期セメスター合わせて年2回実施している。個々の教員は、授

業調査結果を踏まえた改善点等を授業評価報告書にまとめ報告することになっており、それに関する取組の事例について以下に示す。

資料 9-1-④-1 改善活動の取り組み例

○看護学部

- 1) 「多様な教授方略の活用」の例は、地域健康看護学の授業において、地域の保健師の活動は教育相談的技術が中心となるため、学生にイメージしにくいとの評価があり、実際の事例数を増やして説明するようにした。
- 2) 「多様な教授方略の活用」の例は、環境や社会について学生自ら考える姿勢を求めするため、授業時間内に 10 分程度で答えられる課題を出して時間内に提出してもらうようにした。
- 3) 「保健医療国際連携論」について、国際看護の専任教員がいなかったためリアリティがないという学生評価があり、これに対して経験のある非常勤講師を新たに採用し、新しい視聴覚教材を工夫した。

【分析結果とその根拠理由】

教員は学生による授業評価および授業評価報告書を踏まえて各自授業提供上の課題を見だし、教授技術等の改善を行っている。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到係る状況】

平成 22 年度の FD 研修会の実施状況は「資料 9-2-①-1」に示す。

合同 FD 委員会は、平成 22 年度の学生による授業評価の結果を教育活動に還元することを目的に、3 月に学内教員研修会を開催した。これは、学生から高い評価を受けた授業について担当教員がどのように授業の工夫をしているのか共有するため、4 名の教員によるプレゼンテーションと討議を行ったものである。参加者 48 名中、アンケートの感想 40 名のうち、教員の授業準備の姿勢や、学生との相互行為を引き出す技術など今後の自己の授業に「参考になる」が 36 名、「いくらか参考になる」4 名であった。

また、看護学部 FD 委員会においては、国立教育政策研究所より講師を招へいして「大学の個性・特徴と FD のあり方」と題して講演会を行った。さらに看護学研究科では、開設初年度の 2 回のシンポジウムにより、前期・後期セメスターの科目担当者間が各教育内容を理解し、学生の達成度を共有化することができ、科目のねらいの理解が浸透し、問題なく進化した。研究科の修士論文審査の実施過程について情報交換会を行った結果、その後審査を担当した教員から、他の教員の審査状況が理解でき、不公平のない適切な審査についてルールが理解できたとの評価を得た。

日常的には、領域ごとに授業終了後にアフターセッションを行っており、授業の改善につなげている。

資料9-2-①-1 平成22年度におけるFD研修会の実施状況

	形式／テーマ	概要
合同FD委員会主催	[教員研修会] 前期セメスターの授業評価 「質の高い授業の工夫」	開催日：平成23年3月1日 13:30-15:00 参加者：学内教員 48名 講師： 看護学部 森川功准教授、中西陽子教授 診療放射線学部 杉野雅人講師、小倉敏裕教授
看護学部FD委員会主催	[シンポジウム] 「看護学実習に関する授業展開の実際と課題」	開催日：平成22年9月15日(水) 参加者：学内教員 35名 シンポジスト：以下の看護学部教員 看護技術学 川崎久子准教授 生涯発達看護学(乳幼児・学童期) 細谷京子准教授 “ (成人期) 青山みどり講師 “ (老年期) 樋口友紀講師
	[講演] 「大学の個性・特徴とFDのあり方」	開催日：平成22年12月8日(水) 16:00-17:30 参加者：学内教員 33名 講師：川島啓二氏(国立教育政策研究所高等教育研究部)
看護学研究科FD委員会主催	[シンポジウム] 「修士課程教育の現状と課題」	開催日：平成22年9月8日(水) 参加者：学内教員 29名 シンポジスト：以下の看護学研究科教員 看護政策管理論 巴山玉蓮教授 専門職教育展開論Ⅰ 山下暢子准教授(当時) 専門職教育展開論Ⅱ 松田安弘教授 看護学演習(実践看護学展開論) 齋藤基教授

【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメントにより、教育活動及び教授活動の現状と課題が共有でき、組織として教育の質向上につながっている。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学においては、助手が教育支援や教育補助を担当している。助手は教授の指導の下で教育活動の後に時間を設け、教育課程、成果を評価している。また、研究や学会活動、研修参加等を通し、教育能力向上に努めている。

平成21年度以降、大学院修士課程の開設に伴い、ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を採用し、修士課程教育の一環として学部教育の補助を担当している。指導教授は、TAが学部教育への参加を通じて、大学教員に必要な教育的知識、技術、態度を素養できるように配慮している(プレFD)。

【分析結果とその根拠理由】

教育補助者としての助手は研究や学会活動、研修参加等を大学として奨励しており、教育能力向上に努めており、その資質を向上させることに役立っている。TA 指導教授の下、資質向上を図るために取組が行われている。

（２）優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- ・平成22年度より、学生による授業評価と評価結果に基づく教員による授業評価報告が合同FD委員会のもとで全学的に実施されるようになった。これにより全授業科目についての評価と改善点が明らかになる体制ができた。
- ・FD 研修として多数のシンポジウム、講演会、情報交換会などが企画・実施されており、その後のディスカッションを通じて授業の内容・方法及び展開方法、学生指導等に関わる知識や課題を教員が共有するよい機会を提供することとなっている。

【改善を要する点】

- ・組織として、教育の質の向上を検証する体制を構築する必要がある。

（３）基準 9 の自己評価の概要

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し蓄積されている。

学生による授業評価や教員が自ら自己の教育内容を評価する制度を通して、教育の質の向上・改善に反映する体制を構築している。

卒業生や就職先等の関係者からの意見を、教育に反映させている。

学生による授業評価及び教員の授業評価に関する調査から、教員は評価結果をもとに次回または次年度の授業改善に活用している。

FD 活動として全学的、学部別、研究科別研修会、セミナー、シンポジウム、情報交換会を開催した。これらの開催により、教育活動及び教授活動の現状と課題が共有でき、改善に必要な知識を検討する機会となった。

教育補助者としての助手は教授の指導の下、研究や学会活動、研修参加等を通し、教育能力向上に努めている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、群馬県が設置・運営している公立大学であり、本学の財務は、地方自治法等の規定に基づく公会計で処理されている。予算、決算等については、県議会の議決、承認を得ることとなっている。

資産としては、公有財産として大学運営に必要な土地及び建物、また、物品としては教育・研究用備品、図書を保有している。

債務については、公会計では法人会計のような「債務」という概念がないため、該当なしとなる。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、群馬県が設置・運営する公立大学であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していると言える。

観点 10－1－②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、授業料、入学試験料、入学料が主となる自主財源（特定財源）である。これらは、当該年度の入学試験の結果に左右されるが、医療系大学に対する病院等からの求人が好調なこともあって、安定的に入学志願者及び入学者を確保できており、入学者選抜試験においては、毎年度概ね志願倍率で3～4倍の出願がある。毎年度入学定員を欠けることなく入学者を得ているため、本学の決算額に対する自主財源（特定財源）の割合は、平成18年度以降、毎年度概ね20%台を維持している（資料10－1－②－1）。これに、普通交付税算定上の基準財政需要額中、「大学費」の項目で学生一人あたりの交付税単価に学生数を掛けた需要額は平成20年度の大学完成後は概ね8億円であり、この一般財源相当額を加えると大学全体の予算財源となる。また、学生の収容定員と在学生数の関係を見ても、在学生数は、収容定員を上回っており、学生納付金収入の継続的確保の面からは問題がない。このような状況に加えて、科学研究費補助金等の競争的補助金への申請を行い、例年数件の採択を受けている。また、産学連携技術開発や学生支援に係る企業からの寄附金受入れを積極的に行っている（資料10－1－②－2）。

資料 10-1-②-1 決算額に対する特定財源割合と一般財源に相当する普通交付税算定額

(単位：円)			
区分	20 年度	21 年度	22 年度
特定財源割合	26.2%	26.8%	27.2%
一般財源額 (A)	779,208,306	741,552,720	791,014,786
需要額算入額 (B)	787,849,000	810,240,000	916,468,000
交付税単価	1,709,000	1,688,000	1,844,000
学生数	461	480	497
(B) — (A)	8,640,694	68,687,280	125,453,214

資料 10-1-②-2 外部資金の獲得状況

(単位：円)								
種別	20 年度		21 年度		22 年度		23 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金 (直・間計)	13	14,262,000	19	21,450,000	18	16,510,000	18	17,140,000
企業受託金	1	100,000	1	200,000	0	0	0	0
企業寄附金	0	0	1	500,000	0	0	0	0
計	14	14,362,000	21	22,150,000	18	16,510,000	18	17,140,000

※科学研究費補助金に関しては、平成 20 年度～22 年度は交付決定額を、平成 23 年度は交付内定額を計上

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入は継続的に確保されている。さらに、外部資金を積極的に受け入れており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための収入の確保はできている。

観点 10-2-①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

地方公共団体における毎年度の活動の基本計画と言える予算については、各教員からの要望を受けて教授会で審議の上予算要求の原案を作成し、県財政部局との協議・査定を経て県当初予算案にまとめられ、県議会での審議、議決を得ている。県当初予算案は、群馬県のウェブページに掲載されるとともに報道発表も行い、県民への周知が図られている。また、本学の予算については、予算成立後、各学部の教授会に報告することによって、各教員への周知を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算は、多くの関係者により十分に検討された上で成立しており、その内容は、報道発表、ホームページへの掲載等により、大学関係者だけでなく、広く県民にも明示されている。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

経常的収入（授業料等の特定財源）及び群馬県一般会計予算（一般財源）により支出が限定されているため収入と支出は各年度とも均衡しており、支出超過はあり得ない。

【分析結果とその根拠理由】

公会計に従い会計処理を行っているため、支出超過はない。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

設置者である群馬県が非常に厳しい財政状況であることを受けて、本学においても、歳出額の削減及び歳入の確保を推進しているが、毎年度、教育研究活動に支障が生じないように、一定の額を確保している。支出項目毎の経常的経費に対する割合で見ると、人件費が特に高い（資料 10-3-①-1 参照）が、これは、本学が徹底した少人数教育を特色として、大学設置基準を大幅に上回る教員数を確保しているためである。

本学の施設・設備については、基本的に平成 5 年の短期大学開設時の施設を継承しており、平成 17 年度に大学設置に合わせ、3 階建ての西棟を整備し、研究室・演習室等を拡充した。平成 21 年度の大学院開設に向けては、大学院生研究室や演習室など大学院生用施設設備を拡充した。しかしながら、短大時代の施設承継のため最大の教室である大講義室でさえ収容定数 400 名で全学年の学生を収容し切れておらず、入学式・卒業式も学外施設を借りて実施している状況である（ただし、22 年度卒業式及び 23 年度入学式は、東日本大震災に伴う計画停電を考慮し、大講義室で実施した）。

また、日々進歩する医療機器の高度化に設備整備が追いついておらず、診療放射線学部で実習に用いる MRI や CT も車載器のレンタルで対応している状況である。

【分析結果とその根拠理由】

予算の範囲内で適切な資源配分を行い、教育研究活動の充実に努めているが、絶対的な予算不足の感は否めない。特に診療放射線学部については、医療機器が高額な中で直接診療報酬に結びつかない当大学設備について、教育及び研究の観点から中古設備の導入など、現状より一歩でも前進した対応が必要である。今後、大学院後期博士課程の設置構想や付置機関である健康科学研究センターの設置構想を具体化する中で、施設整備の問題が避けて通れない状況下にある。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

群馬県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。なお、本学の収支予算・決算を含む群馬県の予算及び決算については、県議会で審議、承認を受け公表されている。

参考までに本学の決算状況を資料 10－3－①－1 に示す。

参考資料 10－3－①－1 決算の状況

(単位：円)

区分				20 年度	21 年度	22 年度
歳入	特定財源	使用料	授業料	243, 253, 200	252, 398, 800	261, 112, 200
			その他使用料	529, 836	560, 970	534, 724
		手数料	入学試験料	6, 154, 000	7, 573, 000	6, 544, 000
			入学料	26, 226, 000	25, 098, 000	22, 983, 000
			その他手数料	76, 400	56, 400	55, 600
		雑入		1, 103, 079	5, 396, 231	4, 369, 208
		小計		277, 342, 515	291, 083, 401	295, 598, 732
		一般財源		779, 208, 306	749, 868, 850	791, 014, 786
	合計		1, 056, 550, 821	1, 040, 952, 251	1, 086, 613, 518	
歳出	経常的経費	教職員給与		823, 683, 942	803, 115, 624	836, 659, 585
		運営管理		107, 359, 695	106, 651, 640	122, 522, 950
		教務経費		51, 568, 349	64, 509, 185	60, 464, 091
		学生経費		6, 394, 903	6, 446, 341	6, 324, 410
		教員研究費		37, 141, 572	41, 482, 113	44, 368, 928
		図書館運営		12, 580, 948	18, 747, 348	15, 312, 348
		大学院運営（22 年度より）		0	0	961, 206
	小計		1, 038, 729, 409	1, 040, 952, 251	1, 086, 613, 518	
	臨時的経費(大学院関連整備)		17, 821, 412	0	0	
	合計		1, 056, 550, 821	1, 040, 952, 251	1, 086, 613, 518	

※平成 22 年度は、歳入歳出とも見込額

※平成 22 年度は、歳入歳出とも見込額

【分析結果とその根拠理由】

公会計のため財務諸表は作成していないため該当なし。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、毎年度、県監査委員による本監査と、県職員による行政監査（事務監査）が実施され、その結果が県議会で審議、承認され、公表されている。また、地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく公認会計士や弁護士等による包括外部監査が平成 15 年度に行われており、その結果が県議会に報告された他、県民にも公開されている。

【分析結果とその根拠理由】

関係法令に基づき適正な手続きがとられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・産学連携の推進や科学研究費補助金等競争的資金に積極的に応募するなど、組織的に外部資金の獲得に努めている。
- ・教員研究費の一部について、若手研究費・共同研究費という学長裁量の競争的資金制度を採用し、教員の研究意欲を喚起している。

【改善を要する点】

- ・基本的に短期大学時代の施設を継承しているため、講義室等の容量が少ない。
- ・診療放射線学部において実習に用いるMRIやCTの導入がなされておらず、レンタルで対応している。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、公立大学であり、収入と収支が均衡しているため、教育研究活動を安定して行える状況にあると言える。また、科学研究費補助金等の外部資金の獲得も積極的に行っている。また、学長裁量の競争的研究費制度を行って、教員の研究意欲を喚起している。

施設・設備に関しては短期大学時代のものを基本的には承継しており、CTやMR等の機材もレンタルで対応せざるを得ない状況である。設置者の財政状況は厳しく、充実した予算の確保が課題となっている。

予算執行については、法律に基づいた監査によって担保され、その結果は県民をはじめ世間に広く公表されている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学の最高議決機関は評議会であり、その構成は学則第10条のとおりである。大学全体の運営に関する事項は学部研究科合同会議で審議され、その構成は学内の評議会構成員である。

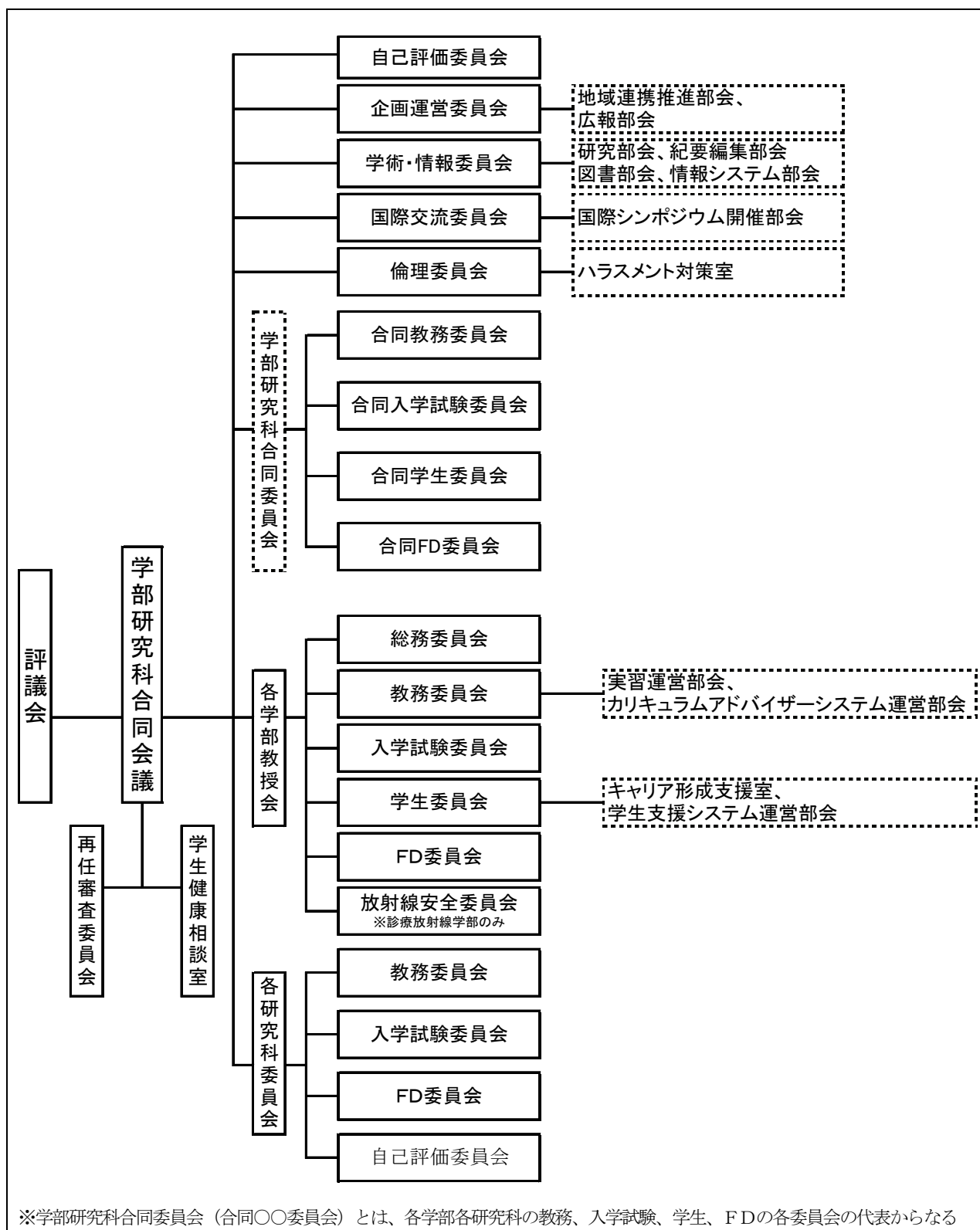
学部研究科合同会議の下に全学委員会として、自己評価委員会、企画運営委員会、学術・情報委員会、国際交流委員会、倫理委員会、合同教務委員会、合同入学試験委員会、合同学生委員会、合同FD委員会を設置している。学部における管理運営上の最高意思決定機関として学部教授会があり、その構成員は、教授、准教授、専任講師及び助教である。教授会の下に総務委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、FD委員会を設置している。大学院については研究科長及び研究科教授を構成員とする研究科委員会が大学院の管理運営を行う体制にあり、その下に研究科教務委員会、研究科入学試験委員会、研究科FD委員会を設置している（学内委員会の組織図については資料11-1-①-1に、評議会の構成については資料11-1-①-2に示す）。研究科の教員は全員学部と兼務であり、研究科と学部との間に管理運営上の問題はないが、大学の規模に比して会議が多い感もあり、今後の検討課題である。また、情報通信関係の設備維持管理については、専任の事務職員がおらず、学術情報委員会内の情報システム部会員である教員に過度の負担がかかっている状態である。

事務組織としては、事務局に管理職として事務局長、管理部長、管理部次長を置き、その下に総務会計係、教務係、学生図書係を設置している（人員配置については資料11-1-①-3に、事務分掌は資料11-1-①-4に示す）。

危機管理として対応すべき分野は防火等に加え、情報管理、公金管理、外部からの侵入者対策、職員・学生の罹災等が挙げられる。緊急事態に際しては、緊急連絡網を整備し、迅速かつ適切な対応が可能である。防火体制については、防火管理規程に基いて防火管理委員会を置き、消防計画を策定して、定期的に消防訓練を実施している。情報管理については、他大学での事案発生時などに、教職員に対して教授会等で学生情報、入学試験情報等、各種情報の徹底管理を周知している。また、突発的な事案については、対策本部を設置して集中的に対処する体制を構築している（実際に、平成21年度には新型インフルエンザ対策本部を、平成23年度には東日本大震災対策本部を設置し、対応を行った）。

また大学は基本的に開放型施設であるが、夜間等の不審者侵入防止のために防犯カメラ設置しており、教職員や学生の交通事故等の発生時には事務局職員が迅速に対応できる連絡体制もとっている。

資料 11-1-①-1 群馬県立県民健康科学大学 委員会等組織図



資料 11-1-①-2 評議会

平成 23 年 6 月 1 日現在			
役職	構成	氏名	備考
議長	学長	土井 邦雄	学部研究科合同会議の構成員となる
評議員	附属図書館長	横山 京子	
	看護学部長	小川 妙子	
	診療放射線学部長	河原田 泰尋	
	看護学部教授	齋藤 基	
		三浦 弘恵	
	診療放射線学部教授	柏倉 健一	
		五十嵐 均	
	事務局長	野口 勤	
	学外有識者（県知事が委嘱）	小川 恵子	(社) 群馬県看護協会会長
		大林 俊一	群馬県議会厚生文化常任委員長
		高田 邦弘	国立大学法人群馬大学学長
		鶴谷 嘉武	(社) 群馬県医師会会長
		金子 正元	群馬県中小企業団体中央会 会長
		中澤 靖夫	(社) 日本放射線技師会 会長
	県職員（県知事が委嘱）	荒木 恵一	群馬県健康福祉部長

※構成は、学則第 10 条（規程集 P. 6～7）の規定による。

資料 3-4-①-3 事務局職員の体制

平成 23 年 5 月 1 日現在									
区分		局長 部長 次長	係長	主幹 副主幹	主任	主事	専任 職員	非常勤職員	
								臨時	嘱託
事務局	事務局長	1					1		
	管理部長	1					1		
	管理部次長	1					1		
	総務会計係		1	1	2	2	6	2	4
	教務係		1	2	2	0	5	1	1
	学生図書係		1	2	1	1	5	1	4
	計	3	3	5	5	3	19	4	9

※現員 19 名中 1 名が産休を、1 名が育休を取得している。

資料 11-4-①-4 事務職員に関する規程（「群馬県行政組織規則」より抜粋）

(内部組織)

第八十条 県民健康科学大学に事務局を置き、事務局に総務会計係、教務係及び学生図書係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務会計係

- 一 庶務に関すること。
- 二 式典に関すること。
- 三 学内諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 大学の自己評価及び認証評価に関すること。
- 五 大学の施設整備に関すること。

教務係

- 一 学生の募集及び入学試験に関すること。
- 二 教育課程及び授業の時間割に関すること。
- 三 単位の認定及び学業成績に関すること。
- 四 聴講生、特別聴講学生、研究生等に関すること。
- 五 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、懲戒その他学生の身分に関すること。
- 六 学籍簿の調製及び保管に関すること。
- 七 在学証明、成績証明、卒業証明等の各種証明書の発行に関すること。
- 八 その他教務に関すること。

学生図書係

- 一 学生相談に関すること。
- 二 学生の課外活動に関すること。
- 三 奨学生に関すること。
- 四 授業料等の減免及び徴収猶予に関すること。
- 五 学生の健康の保持増進に関すること。
- 六 学生の就職に関すること。
- 七 図書館資料の収集、分類及び整理に関すること。
- 八 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- 九 その他学生の厚生補導及び図書館に関すること。

【出典 群馬県法規集 (<http://www.pref.gunma.jp/s/reiki/reiki.htm>)】

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的達成のために最適な組織体制が整備されている。ただし、委員会等が煩雑になっており、整理統合を含めた検討が必要である。また、情報関連の機器を扱う職員の拡充が必要である。

観点 11－１－②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

「土井プラン2010」への取り組み結果について

県民健康科学大学 H23. 2. 3

土井プラン 2010				H22年度の取り組み結果
【5つの項目】	【ニーズ】	【これからの取り組み】	【主な成果と今後の対応】	
①「研究部門」の業績拡充	1 本学はH17年4月に開設以来、4年間で教育プログラムは充実した。 今後、世界的視野を持った活動を展開する必要がある。	1 他大学との学術交流を活用すると共に拡大を図る。 ・アトミック大学(米国)、高麗大学(韓国)、香港理工大学(中国)、シカゴ大学等。 2 教員・学生の英語による論文執筆や学会発表(国外を含む。)を推進する。 3 全国レベルの学会を県内に誘致する。	【主な成果と今後の対応】 ・高麗大学(韓国)との学術交流協定締結(H22. 1. 14) ・アトミック大学(米国)短期留学 (H22. 8. 14～22) ・香港理工大学(中国)との学術交流協定締結(H23. 1. 28(予定)) ・シカゴ大学との締結についても調整中。 ・院生、学生の海外発表…E-ロバ 放射線学会2010オーストラリア・ウイン(H22. 3. 4～8) ・E-ロバ 放射線学会2011(H23. 3. 2～9)	
②大学院博士後期課程の設置準備	1 県内医療現場や地域から研究対象をくみあげ、相互の強い信頼の中で連携し、課題解決することが求められている。 2 産学連携により、新しい医用機器の研究開発を推進することにも県民に先進の医療を提供することが求められている。	1 医療を取り巻く環境の変化に対応し、先進医療技術の研修・研究開発をマネジメントできるリーダーを養成する。 2 立脚する地域である「群馬県」を背景とした学問・知識・技術の創造を目指し、自立した研究者・教育者の要請を行う。	・ 知事答弁(H22. 2議会) ・ 「修士課程の修了者の医療現場における今後の活躍や評価を見極めながら、社会的要請や県立大学として担っていくべき使命などを総合的に検討して判断していく。」 ・ この答弁を踏まえ、今年度、修士課程2年生が修了するので、今後検討を進めていきたい。	
③附属健康科学研究センター(仮)の設置準備	1 大学の研究成果等を、広く県民に情報提供する必要がある。 2 県内の医療現場、地域の課題を大学が協働して解決することを目指す。	1 本学の地域貢献の窓口としての役割を担う。公開講座、出前なんでも講座等。 2 研究力・発信力向上の柱となる。 医療技術の向上に貢献できる研究を行う。 県内医療現場や地域から研究対象をくみあげ、議論・研修・指導助言を行う。	・ H23年度のピタ設置は今回見送られたが、医務課や県医師会からの要請である「専任教員養成講習会」には、大学として先行して取り組むたい。 ・ ピタ設置については、健康福祉部全体でH24年度設置に向けて、H23年度に検討チームを設置し検討することとなった。 ・ その中で、設置に向けた準備を進めていきたい。	
④知名度アップ	1 校名が長く、覚えづらい。 2 本学の多様な地域貢献活動を県民に対して積極的に情報発信する必要がある。	1 校名変更検討のタイミングを見極める。 2 本学ホームページの活用、新聞等への積極的な投稿を推進する。 研究成果の公表、学生ボランティア活動、学長の上毛新聞「オビニオン」やGTVVニュース番組のコメンテーター出演等	・ ホームページをリニューアルした。 ・ 土井学長(上毛新聞「視点」記事連載) ・ 土井学長(GTVVニュースのコメンテーター出演) ・ 公開講座実績等の新聞への掲載。 ・ 地域貢献報告書の充実と配布の強化	
⑤学生・教員間のコミュニケーションの充実	1 学内情報システムがリニューアルされる。ICT(情報通信技術)を十分に使いこなす必要がある。	1 インターネットサーバ、ホームページ、マルチメディア教室をリニューアルし、H22. 4から本格稼働する。 2 Eメールを情報伝達手段として積極的に活用する。	・ マルチメディア教室をリニューアル。 ・ 学生へのEメールによる事務連絡体制の推進 ・ サークル活動の活発化(H21:24グループ→34)	

【観点に係る状況】

学長は教授会等への参加はないが、その事前段階として学長を含むサミット（学長、両学部長、附属図書館長、事務局長から成る非公式な意見交換の場）で学長意向を把握・調整している。それを受けて学長も出席する学部研究科合同会議で重要事項の審議が行われ、さらに教授会において詳細を議論する体制となっている。また、逆に学部レベルでの問題も教授会から学部研究科合同会議、さらにはサミットを通じて学長まで通じる体制ともなっており、全学で課題を共有できる体制となっている。

平成21年4月に新学長に交代した際には、新しい学長の運営方針である『土井プラン2010』（P. 87に折り込み印刷した資料11-1-②-1）が打ち出され、ホームページ等において公表することで関係者に周知をはかり、教職員、学生、父兄等で大学の現状と将来像を共有しようとしている。

【分析結果とその根拠理由】

情報を共有し、効果的な意思決定を行える組織形態となっている。また、土井プラン2010に示された大学の目標を達成するために、全学をあげて大学改革の気運をもつことができている。

観点 11-1-③：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生からの意見、要望等は毎年実施している「学生生活アンケート」によって把握している。内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの分野から様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望について合同学生委員会で取りまとめ、大学事務局、各学部、及び関係する委員会等に検討を依頼している。意見に対しての回答、要望事項への改善などの措置及び対応不可能な要望への理由等をまとめて年度末に学生自治会に提示している。

教員のニーズに関しては教授会や各委員会で意見収集する体制になっている。

学外関係者の意見は、評議会による審議のほか公開講座・オープンキャンパス等の学校行事に対するアンケートによって把握され、また地域からの要望は、毎年定期的に開催している本学所在地区の自治会長、公民館長との地域懇談会をとおして反映されている。なお、地域住民のニーズを反映した例としては、東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の原子力災害について、正しい放射線・放射能に対する知識を身につけたいという地域住民の要望にこたえ、「放射線・放射能とは何だろうか？」と題して緊急公開講座を県内2箇所で開催した。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは学生生活アンケートによって、教員のニーズは教授会や各委員会で適宜できている。また、地域懇談会等の地域住民との交流事業によって公式・非公式に地域住民よりの要望を取り入れ、ステイクホルダーのニーズを運営に活かしている。

観点 11-1-④：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし。

観点 11－1－⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

教員・事務局職員は県や公立大学協会等関係団体の主催する研修会等に積極的に参加している（平成22年度中の研修参加状況は資料 11－1－⑤－1 に示す）。研修参加については、原則として出張扱いもしくは職務専念義務免除扱いとなり、研修受講を促している。

資料11－1－⑤－1 研修への参加状況

研修運営者	研修名
群馬県自治研修センター	育児休業者支援研修
	新規採用職員研修、
	新規採用職員指導者研修
	セルフコントロール研修
	財務諸表応用研修
	自治を考える講座「歴史に学ぶ地方分権」
公立大学協会	公立大学職員セミナー
全国公立大学設置団体協議会	職員研修会
千葉大学看護学研究科	看護学教育ワークショップ
文化庁・群馬県文化振興課	著作権セミナー

※いずれも平成22年度中の参加実績のあるものの例示

【分析結果とその根拠理由】

大学として職員の資質向上のために各種研修への参加を奨励しており、大学組織として職員の資質向上のために取り組んでいる。

観点 11－2－①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

大学の管理運営に関する基本方針は「群馬県立県民健康科学大学設置条例」及び「群馬県立県民健康科学大学学則」に明確に定められている。この条例及び学則を前提として、

- (1) 大学の組織（評議会、学部研究科合同会議、合同委員会、学部教授会、学部委員会、研究科委員会、学生健康相談室等）

- (2) 人事（学長選考、学部長選考、附属図書館長選考、教員選考、教員任期等）
- (3) 服務（学外研修、兼業許可、休憩・休息时间）
- (4) 教務（履修及び評価、再入学、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生等）
- (5) 学生支援（職業紹介、学生生活、授業料減免・猶予、セクハラ、アカハラ等）
- (6) 施設（施設管理、附属図書館利用、防火管理、情報ネットワーク利用等）
- (7) その他（GPA、学年・グループ担任、キャリア形成支援等）

の7つの大項目に関しそれぞれ必要な規程、要綱、要領が定められており、規程集として集約されている。これらの学内諸規範は学内ポータルに掲載することでいつでも閲覧できる状態にある。

【分析結果とその根拠理由】

本学設置条例及び学則において、本学の設置目的や管理運営に関する方針や業務分掌が明確に規定され、さらに本学の諸々の規程・要綱・要領は体系化され整理されている。

観点 11－2－②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

評議会、学部合同会議、学部教授会、各委員会の議事録は、ファイルとして事務局が保管し、必要に応じて教職員が閲覧できるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

全教職員が必要に応じて議事録を閲覧でき、活動状況等情報の共有が可能な体制にある。

観点 11－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

本学では学校教育法第109条の規定にのっとり、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し公表している（別添資料L）。本報告書作成のための基礎的なデータは各学内委員会が企画する各種アンケート等によって収集され、自己評価委員会に設置される自己点検・評価報告書作成部会にて報告書の作成がなされる体制ができています。

本報告書は文部科学省大学振興課、公立大学協会ほか設置者である群馬県健康福祉課等に配布されるほか、行政資料として登録することで群馬県庁県民センターや各県民局で一般県民の閲覧に供されている。また、PDF形式にて本学ホームページにおいても公開がなされている。なお、本報告書は本学全職員及び非常勤講師にも配布され、本学の課題等を全学で把握できるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価を行う体制がしっかり整備され、それをひろく県民の目に触れるように公開がなされ、また、教職員及び非常勤講師に配布することで、全学で課題等を共有できている。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

前述の自己点検・評価報告書を学外評議員に事前に配布し、それを基に評議会場で意見を募っている。

【分析結果とその根拠理由】

学外評議員により本学の体制は毎年度検証されている。

観点 11－3－③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

次年度の自己点検・評価報告書の作成時に振り返りは行っているが、評価結果の事後点検など組織的なフィードバックは現在行われていない。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果を大学運営の改善に十分に活かすまでには至っていない。

観点 11－3－④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報の社会への提供は、主に大学ホームページ及び新聞等のメディアの報道により行っている。さらに、群馬県が企画し上毛新聞社が出版を行っている「グラフぐんま」において、学生のボランティア活動などが掲載されたりしている。

また、学長自ら地元テレビ局でコメンテーターを務めるほか、地元新聞の連載コラムなど、学長の各種県内メディアへの露出も多く、学長をはじめとする本学教員が率先して大学の教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信している。（テレビ出演の状況は資料 11－3－④－1、新聞コラムへの掲載状況は別添資料Kのとおり）特に、東日本大震災に際して発生した福島第一原子力発電所の事故に関しては、放射線の専門家として診療放射線学部教員が連日テレビ出演をし、一般県民に放射線の知識を提供した。

資料 11－3－④－1 テレビ出演の状況

【土井邦雄学長】

- ・ 22 年度は 4 月 15 日、5 月 21 日、6 月 16 日、7 月 20 日、11 月 16 日、1 月 13 日に「NEWS ジャスト 6（群馬テレビ）」にてコメンテーターとして出演した。

【その他の教員】

- ・ 3 月 23 日に五十嵐均前診療放射線学部長が、「NEWS ジャスト 6（群馬テレビ）」にて福島第一原子力発電所の事故に関して、

コメンテーターとして放射線に関する説明を行った。

- ・ 4月20日に河原田診療放射線学部長が、群馬テレビで放映された東日本大震災に関する特別番組にゲストとして出演した。

【分析結果とその根拠理由】

大学ホームページ及び各種メディアにより、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を発信している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教員組織の管理運営体制については、評議会を最高機関として全学的な問題を審議する学部研究科合同会議及びそれに付随する各全学委員会、学部（研究科）レベルの問題を議論する各学部教授会（各研究科委員会）及びそれに付随する各委員会（各研究科委員会）が整備され、適切な意思決定がなされる体制となっている。
- ・ 県立大学であっても、学長のリーダーシップが最大限発揮できるよう、非公式組織であるサミットを設け、学長の意向を確認するとともに課題を全学で共有できる体制となっている。
- ・ 学生のニーズは「学生アンケート」によって集約され、それに対して大学として回答を示す体制ができている。地域住民のニーズは地域懇談会を開催することで収集している。
- ・ 諸規程は体系的に整備され、それを誰もがいつでも閲覧できる状態にある。
- ・ 学長自らが率先してメディアに出演するなど、大学として積極的に情報発信を行っている。

【改善を要する点】

- ・ 情報通信関係の設備維持管理については一部の教員の過度の負荷がかかっており、人員の確保が課題である。
- ・ 自己評価に対する関係者の意見を組織的に管理・運営にフィードバックする体制づくりが必要である。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

本学の管理運営組織については、群馬県の一機関として、群馬県行政組織規則に定められている他、群馬県立健康科学大学条例、学則及び各種学内規程に基づき設置運営されている。

大学運営においては、学長のリーダーシップが発揮され、柔軟かつ迅速な意志決定がなされるとともに全学で情報を共有する体制づくりがなされている。

学生のニーズは学生アンケートにより把握され、それに対する回答を大学として行っている。学外関係者のニーズについては、評議会のほか、地域懇談会で集約されている。ただし、収集した意見を組織的にフィードバックする体制が整備されていない。

各種学内規程は体系的に整備され、全教職員で共有されている。

情報発信については、学長のテレビ出演や新聞コラム連載をはじめ、組織的に積極的になされている。学内情報は、担当部署が蓄積し、ホームページに詳細に掲載され、学内のみならず社会一般に広く公開している。これらの情報に基づき、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価を行い、効率的に大学改善にフィードバックしている。